

Doing business in Australia

**オーストラリアにおける企業設立
および
税務等に関するガイド
【2021 年改訂版】**

(2021 年 2 月)

**日本貿易振興機構(ジェトロ)
シドニー事務所
ビジネス展開支援課**

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シドニー事務所が現地会計事務所 Ernst & Young に作成委託し、2020年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび Ernst & Young は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Ernst & Young が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援課

E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・シドニー事務所

E-mail : SYD@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

EY Japan Business Services Oceania

E-mail : ey.jbs@au.ey.com



目次

1. 外国投資にかかる法規制	1
1.1. オーストラリアの外国投資	1
1.1.1. Foreign Investment Review Board (FIRB)	1
1.1.2. FIRBへの届け出義務	2
1.1.3. 日本の投資家に関する財務的閾値	2
1.1.4. 外貨規制	3
1.2. 主な規制当局	3
1.2.1. Australian Securities & Investments Commission (ASIC)	3
1.2.2. Australian Competition & Consumer Commission (ACCC)	3
1.2.3. Australian Prudential Regulation Authority (APRA)	4
1.2.4. Australian Taxation Office (ATO)	4
1.2.5. Office of State Revenue (OSR)	4
2. 事業形態	4
2.1. 個人事業主	4
2.2. パートナーシップ	4
2.3. トラスト	5
2.4. 現地法人	5
2.5. 登録外国会社(支店)	6
2.6. 駐在員事務所	6
2.7. ジョイントベンチャー	7
2.8. 日系企業によるオーストラリアへの進出形態	8
2.9. 現地法人と支店の比較	8
3. 会社法上の規則	10
3.1. 会社・支店の設立手続き・税務登録	10
3.2. 法定財務諸表の提出および監査義務	12
4. 日本からオーストラリアへの投資(M&A)	13
4.1. 上場企業に対するM&A	13
4.2. 非上場企業に対するM&A	14
4.3. 反競争行為の禁止	14
4.4. 輸入に関する規制	14
4.5. 取引に関するアドバイザー	14
5. オーストラリア不動産情報	15
5.1. 賃貸借のプロセス	15
5.2. インセンティブ	15
5.3. 適用される法規制	15
5.4. その他の賃貸借上の留意点	15
6. 雇用関連	16

6.1. ビザ	16
6.1.1. 電子渡航許可／ETA(観光・商用)(サブクラス 601)	16
6.1.2. 一時就労(短期滞在)ビザ(サブクラス 400)	16
6.1.3. テンポラリー・スキル・ショーテッジ・ビザ(TSSビザ)	16
6.2. 個人所得税と源泉徴収制度	23
6.3. 雇用に関する税務	26
6.3.1. 源泉徴収制度(PAYG)	26
6.3.2. Single Touch Payroll 制度	26
6.3.3. フリンジベネフィット税(FBT)	27
6.3.4. 給与税	28
6.4. オーストラリアにおける労働者の雇用(フェア・ワーク制度)	28
6.4.1. オーストラリア雇用法の概要	28
6.4.2. 抜本的改革と 2009 フェア・ワーク法(連邦)	29
6.4.3. 全国雇用基準(National Employment Standards、以下 NES)	29
6.4.4. 新労働裁定(Modern Award System)	30
6.4.5. 不当解雇およびフェア・ワーク法に基づく労働者保護	31
6.4.6. 労働組合と企業別労使交渉	31
6.4.7. 付隨的義務	31
7. オーストラリアでの事業に関連する税務	33
7.1. 納税者番号 および オーストラリア事業者番号	33
7.2. 消費税とその他間接税	33
7.3. 關税	35
7.4. 印紙税	36
7.5. 法人税務	36
7.5.1. 法人税概要	36
7.5.2. オーストラリアの持株会社税制	41
7.5.3. オーストラリア政府が提供するインセンティブと優遇措置	42
7.6. その他の税金	43
7.6.1. 土地税(Land Tax)	43
7.6.2. 住民税(Council Rate)	43
8. その他	44
8.1. 現代奴隸法(Modern Slavery)	44
8.2. 支払期間報告制度(Payment Time Reporting)制度	44
9. Q & A	45
付録 1: オーストラリアで事業を始めるにあたっての手続きなどの流れと確認事項	47
付録 2: 税制度の概要	48

1. 外国投資にかかる法規制

1.1. オーストラリアの外国投資

オーストラリア政府はオーストラリアへの外資による投資を歓迎しています。しかし、「外国人」は、一定の投資案件に関しては、届け出を行いオーストラリアの外国投資審査委員会(FIRB)から事前承認を得る必要があります。

以下は、オーストラリアへの外資による投資に総括的に適用される法的措置です。

- 1975年外資による資産取得および事業買収法 (*Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975*) (Cth) (FATA)
- 外資による資産取得および事業買収に関する規制 2015 (Cth) *Foreign Acquisitions and Takeovers Regulations 2015*) (「規制」)、および
- オーストラリア政府の外国投資政策 (「政策」)。

1.1.1. Foreign Investment Review Board (FIRB)

FIRBは、オーストラリアへの外資による投資に関する法律の政府監督機関であり、外資による投資の提案をケースバイケースで評価し、各案件がオーストラリアの国益に合致するかどうかを判断します。概していえば、国益に関する考慮には、国家の安全保障、歳入、競争、オーストラリアの経済、雇用、地域社会への影響などが含まれます（これらに限定されるわけではありません）。関連法規制に基づく決定に関しては、オーストラリア財務大臣またはその委任機関が最終的な責任をもちます。

外国人は、オーストラリアの資産、事業、株式またはオーストラリアの土地に対する利権の獲得を提案する際、および、オーストラリアにおける既存の事業を再編する際には、その都度オーストラリアへの外資による投資に関する法律を考慮する必要があります。オーストラリアへの外資による投資に関する法律は、ほかの数多くの外国の法域によるそれとは異なり、事業再編の場合の免除規定が含まれていません。最終的な持ち分が同じである場合でも同様です。

「外国人」とは

FATAにおける「外国人」の定義は広く、以下が含まれます。

- オーストラリアに通常、居住していない個人
- オーストラリアに居住していない個人、外国法人または外国政府が相当の持ち分（定義は下記参照）を有する法人
- オーストラリアに居住していない個人、外国法人または外国政府である二つ以上の主体が、合計で相当の持ち分を有する法人
- オーストラリアに居住していない個人、外国法人、または外国政府が相当の持ち分を有するトラストの受託者
- オーストラリアに居住していない個人、外国法人、または外国政府である二つ以上の主体が、合計で相当の持ち分を有するトラストの受託者
- 外国政府、または
- その他の人物、すなわち、上記「規制」が定める条件を満たすその他の人物

1.1.2. FIRB への届け出 義務

外国人が以下の行為を行い、所定の閾値テストで該当した場合に、FIRB に届け出る義務があります（農業、住宅、商業用不動産などの資産を取得する場合は、例外規定があります）。

- オーストラリアの事業体に対する「相当の持ち分」の取得
- 農業関連事業を営むオーストラリアの事業体またはオーストラリア企業における直接的な持ち分の取得
- オーストラリアの土地に対する持ち分の取得

* 上記は、すべてを網羅したリストではありませんのでご注意ください。

投資が外資規制の対象になるかは、特定の財務的閾値テストが適用され、投資の種類、投資家の国籍、投資家が私的投资家または外国政府かによって異なります。

「相当の持ち分」とは

オーストラリアへの外資による投資に関する法律では、個人が事業体の 20%以上の株式を保有している場合、または、トラスト（ユニットトラストを含む）においては共同受益者と合算してトラストの所得または財産の 20%以上の受益権を持つ個人の場合に、当該個人は「相当の持ち分」を有しているとみなされます。

1.1.3. 日本の投資家に関する財務的閾値¹

日本はオーストラリアと自由貿易協定を締結しているため、通常よりも高い閾値を使用することができます。

オーストラリア企業または事業体の有価証券の持ち分

日本の投資家（政府投資家でない）に関する規制対象の財務的閾値は、事業／企業の総資産またはその証券の価値（いずれか高い方）をベースに決定され、センシティブセクター以外への投資は 12 億 1,600 万豪ドルとなっています。センシティブセクターへの投資の場合は、財務的閾値はありません。

農業および農業関連事業

日本の投資家は、一般的に、オーストラリアの農業関連事業に対する直接的持ち分を取得する際、買収の対価となる価格と、投資家（およびその共同出資者）が保有する既存の持ち分または以前にその事業から取得した持ち分の合計が 6,100 万豪ドルを超える場合、FIRB の事前承認を得る必要があります。

住宅不動産

非居住者の日本人投資家は、通常、オーストラリアで中古住宅の購入を禁じられています。新しい住居や開発のための空閑地の購入を希望する日本人投資家は、その資産の価格にかかわらず、外資による投資に関する承認を申請する必要があります。

¹ 財務的閾値テストは、毎年 1 月 1 日に指標化されます（一定の例外あり）

商業用不動産

日本人投資家は、通常、予定する取得物件の価格にかかわらず、商業向け空閑地の持ち分を取得する前に承認を求める必要があります。

開発済みの商業用地（センシティブな商業用地でない）の場合は、日本人投資家は、所有権の価値が12億1,600万豪ドルを超えている場合にのみ承認を得る必要があります。

FIRB申請にかかる手数料

FIRBは、申請者が申請費用を負担すべきであるとし、すべての申請案件について申請手数料を課しています。申請手数料は申請対象となる投資案件の投資額および投資対象資産の評価額により異なります。

1.1.4. 外貨規制

オーストラリアにおいて国際取引を行う際、用いた外貨量を報告する必要性が生じる場合があります。金融取引報告法（The Financial Transaction Reports Act 1988）上、オーストラリア居住者と海外居住者間における1万豪ドル（または外貨同等額）を超える物理的な紙幣や硬貨の移転を伴う為替取引および、すべての国際電信為替および電子送金はオーストラリア取引報告および分析センター（Australian Transaction Reports and Analysis Centre、AUSTRAC）に報告されます。当該情報は、税務当局、連邦警察、オーストラリア関税局やその他の法執行機関により共有されます。

1.2. 主な規制当局

1.2.1. Australian Securities & Investments Commission (ASIC)

ASIC（オーストラリア証券投資委員会）は、オーストラリア証券投資委員会法（ASIC法）に基づいて設立された連邦政府機関であり、会社の登記、財務報告、またM&A、株式・社債の公募に関する開示の基準などを定めるCorporations Act 2001（会社法）を執行しています。ASICは、オーストラリアの企業、市場、金融サービスを監督し、オーストラリアの金融市场の公正性と透明性を確保することによって、オーストラリアの経済面の評価の向上に貢献することを目的としています。会社設立の登記申請などを行ったり、財務諸表の提出先はASICになります。

Australian Securities & investments Commission (ASIC) ウェブサイト

<http://www.asic.gov.au>

1.2.2. Australian Competition & Consumer Commission (ACCC)

ACCC（オーストラリア競争・消費者委員会）は、競争・消費者法（The Competition and Consumer Act 2010（CCA））に基づき、消費者、企業、地域社会の利益を図るために、市場における競争と公正な取引を推進する監督機関です。その他、全国のインフラ・サービスの規制も行っています。

Australian Competition & Consumer Commission (ACCC) ウェブサイト

<http://www.accc.gov.au>

1.2.3. Australian Prudential Regulation Authority (APRA)

APRA（オーストラリア金融監督庁）は、金融機関に慎重な経営を促すために、銀行、生命保険会社、住宅金融組合、信用組合、共済組合およびスーパー・アニュエーション（退職者年金）基金などに関する規制権限を認められた機関です。APRAは、預金者、保険契約者、組合員などの権利を保護する目的で必要があれば積極的に金融機関の経営に介入することもできます。例えば、調査、介入、公的管理などを行う広範な権限を有しています。

Australian Prudential Regulation Authority (APRA) ウェブサイト
<http://www.apra.gov.au>

1.2.4. Australian Taxation Office (ATO)

ATO（オーストラリア税務当局）は、税務長官の下、オーストラリア連邦の税制を所管する機関です。課税の自己査定プロセスを管理し、個人や事業者の査定が正しいものかどうかを検証するため、無作為監査を実施します。ATOはまた、タバコ、ガソリン、酒類の物品税の徴収も行います。高等教育拠出金制度（HECS）や任意健康保険料の支払い・還付も管轄し、退職者年金の決済についても権限を有しています。事業の税務登録を行ったり、各種税務申告書の提出先はATOになります。

Australian Taxation Office (ATO) ウェブサイト
<http://www.ato.gov.au>

1.2.5. Office of State Revenue (OSR)

各州および特別地域はそれぞれOSR当局を持ち、給与税、土地税、ロイヤルティ、住宅保有者支援などを所管する。

2. 事業形態

オーストラリアで事業を行うにあたり、最もふさわしい投資形態を選ぶには、自社のグローバル戦略、資金調達および資本金、利益の本国送金要件、潜在的取引企業（ジョイントベンチャーのパートナー、顧客、仕入れ業者）の見込みと条件、リスクおよび世評、その他会計、法律、および規制に関する問題など、多くの重要な課題を考慮する必要があります。

対オーストラリア投資で採用される最も一般的な投資形態は、現地法人と登録外国会社（支店）ですが、以下の選択肢も考えられます。

2.1. 個人事業主

個人名義で必要な事業登録を行い、個人事業主として事業を行うことが可能です。この場合、個人事業主は事業に関して個人的に責任を負います。

事業損益は個人の所得として課税されます。

2.2. パートナーシップ

二人以上の個人または法人が共同で事業を営む場合は、パートナーシップという事業形態を選択することが可能です。パートナーシップは各州のパートナーシップ法により定められており、

パートナー数の上限規制も存在します。パートナーシップにはいくつか種類がありますが、一般的なパートナーシップの場合、各パートナーがパートナーシップの債務や義務について無限の連帯責任者となります。パートナーシップ自体は通常個別の法人格をもたず、パートナーシップの資産や損益は分配されます。

個人事業では資金的に制限がある場合や、事業を展開する上でノウハウや顧客数が限られている場合がありますが、パートナーシップによって小規模な事業を複数の人が資金や得意なスキルおよび人脈を共有し、共同で事業を経営することを可能にします。

税務上一般的なパートナーシップは課税対象となりませんが、パートナーシップとしての課税所得計算および各パートナーへの損益配分を示すパートナーシップ税務申告書の提出が義務付けられています。税務上パートナーシップは概して共同事業運営から得られる利益を分配することを目的とした関係と定義されるため、正式なパートナーシップ合意書が存在しなくとも、パートナーシップ申告が必要な場合があります。

2.3. トラスト

トラストは信託者 (Settlor)、受託者 (Trustee) そして受益者 (Beneficiary) の三者により組成される関係です。信託者が資産等 (Trust estate) の法的所有権を受託者に移転することにより信託 (Trust) が形成されます。受託者はトラスト契約に基づいて受益者のためにその資産等の管理・運用を行い、またトラスト税務申告書の作成および提出を含むその他の義務を遂行します。トラストの有効性の観点より、信託者と受益者が同一人物であってはいけません。

トラストは、受益者の利益分配割合が固定された固定トラストと、受託者の裁量により利益分配が行われる裁量トラストに大きく分けられます。固定トラストの種類の一つとして、受益者の持ち分がユニット数で換算されるユニット・トラストがあります。受益者は保有するユニット数の割合に応じて利益の分配を受けます。ユニット・トラストのユニットは債券として売買が可能であり、不動産投資トラストに見受けられるように株式市場で上場されているユニット・トラストがあります。

通常、パートナーシップ同様トラストそのものは課税されませんが、トラスト税務申告書の提出が必要です。ただし公的投資信託など特定のユニット・トラストについては、法人として課税を受けるものもあります。固定トラストの各受益者は、通常持ち分の割合に応じてトラスト利益の課税を受けますが、受益者が非居住者である場合など受託者が受益者に代わって課税を受ける場合もあります。トラストの損失は受益者に分配されずトラストの欠損金として繰越され、一定の要件が満たされる場合、将来のトラスト所得との相殺が可能です。

2.4. 現地法人

現地法人はオーストラリアの会社法に基づき、ASICへの登録によって設立されます。現地法人はオーストラリアの会社として個別の法人格をもち、株式会社の場合、株主の法的責任は通常保有株式の未払込額または一定の金額までに限定されます。

会社法上の会社（現地法人）には以下の種類があります。

- 株式有限責任会社 (Company Limited by Shares)
株主の責任は保有株式の未払込額までに限定
- 保証有限責任会社 (Company Limited by Guarantee)
主に非営利団体が用いる会社形態で、一般の株式会社の株主に相当するメンバーは、ある一定の保証額まで会社の負債の保証をします。会社が清算される際に負担する金額を事前に特定することが各メンバーに求められます。

- ・ 無限責任会社 (Company with Unlimited Liability)
出資者の責任に制限がない会社で、パートナーシップに類似するものです。
- ・ 無責任会社 (No Liability Company)
オーストラリアでは、定款にて鉱業を営むことを目的としている会社のみ無責任会社として登録することが認められています。会社は株主に対し未払込額の支払請求権をもちません。

上記のうち最も一般的な形態は株式有限責任会社ですが、その種類は大きく分けて以下の2種類です。

- ・ 公開有限責任株式会社 (Public Company Limited by Shares) : 例 ABC Ltd
- ・ 非公開会社 (Proprietary Company) : 例 ABC Pty Ltd

公開会社は不特定多数の投資家を対象に株式や債券などを発行して資金調達することが可能ですが、非公開会社は通常、少数特定の投資家に発行されます。現地において上場などを予定している場合を除き、柔軟性の高い非公開会社が最も多く選択される事業形態といえます。また、非公開会社の設立手続きはより簡単であるため、取締役および株主など登録に必要な情報が揃えば、短い時間と低コストで会社を設立することが可能です。

2.5. 登録外国会社（支店）

外国法人は、新規でオーストラリアに子会社を設立するのではなく、外国法人自体をASICに登録することによって「支店」を設立することが可能です。その場合、支店は独立した法的事業体ではないため、支店がオーストラリアで行う事業の義務・責任は直接海外の親会社が負います。支店はオーストラリア登録企業番号 (Australian Registered Body Number、ARBN) を取得する事によって、オーストラリアで事業を行うことが可能になります。

支店の登録には、日本の会社の定款を翻訳したり、登記書類の認証コピーを入手する必要があるなど手続きが煩雑になるため、現地法人よりも通常、日数やコストがかかります。

支店は税務上オーストラリアの恒久的施設 (Permanent Establishment、PE) として法人税課税の対象となります。恒久的施設はオーストラリアの国内法および各国との租税条約上定義されていますが、概念的に企業が拠点として事業を行う一定した場所を指します。

概して、日本の居住者である法人がオーストラリア国内に恒久的施設を有する場合、オーストラリア政府は日豪租税条約に基づき、日本の居住法人が稼得したオーストラリア源泉の事業所得で、恒久的施設に帰属するものに対して課税する権利を有しています。そのため恒久的施設とみなされた場合は税務登録を行うことおよび法人税申告書を提出することが求められます。

支店登録をしていない場合でも、オーストラリア国内における活動により恒久的施設が生じている場合があるので注意が必要です。恒久的施設を成すとされる活動はオーストラリア国内法および租税条約で定義されており、オーストラリアにおいて恒久的施設に関わる納税・申告義務が生じているかどうかについての判断は、事実関係の詳細な検討および日豪租税条約に照らし合わせた解釈に基づいて、慎重に行う必要があります。

2.6. 駐在員事務所

駐在員事務所は非居住法人のオーストラリアにおける活動が市場調査や連絡活動に限定され、営利目的の営業活動を行うことができません。そのため法人格は有しておらず、オーストラリア証券投資員会 (ASIC) への登記は必要ありません。

税務登録

駐在員事務所は収益を生じるような営業活動を行うことができないため、法人税の納税義務は一般的に生じませんが、駐在員事務所における活動が、税務上の恒久的施設（PE）と認定された場合は、外国法人としてオーストラリアでの法人税の課税対象となります。

一方、駐在員事務所は支店、現地法人などの事業形態と同じように従業員を雇用する事が可能です。従って、雇用者としての税務義務が発生します。例えば、給与からの（所得税の）源泉徴収や税金の申告・支払いが必要となります。

税務登録に必要な書類

駐在員事務所のような非居住者である外国法人が税務登録をする際には、一般的にATOに以下の書類の提出が求められます。

- 1) 会社の設立証明書
- 2) 日本の税務当局から発行された消費税登録証明書
- 3) 以下の情報を含む税務当局により発行された事業状況に関する証明書
 - 事業の正式名称またはトレーディング名称
 - 事業構造または業界
 - 事業を開始した日
 - 日本における事業の消費税登録番号
- 4) 取締役のパスポートや運転免許証などの認証コピー

2) および3) については税務署の発行する居住者証明(Certificate of Domicile)で代用可能です。

文書の英訳は通常、オーストラリア政府に認定（NATTIなど）された翻訳業者によるものが必要です。

2.7. ジョイントベンチャー

二つ以上の法人等がジョイントベンチャーを組成することにより、共同で事業運営を行うことができます。

ジョイントベンチャーは、そのジョイントベンチャーが法人形態を有し、各参加法人が株主となるインコーポレーテッド・ジョイントベンチャーと、個別の法人格を持たず、ジョイントベンチャー契約に基づき組成されるアンインコーポレーテッド・ジョイントベンチャーとに大別されます。非法人のアンインコーポレーテッド・ジョイントベンチャーは資源投資プロジェクトに多く見られ、オーストラリア法人が出資パートナーとなる形態が一般的です。

税務の見地からは、アンインコーポレーテッド・ジョイントベンチャーが真のジョイントベンチャーであるかを考慮することが必要です。アンインコーポレーテッド・ジョイントベンチャーでは、個々のパートナーが、事業の生産物を持ち分だけ享受・売却することが可能です。ジョイントベンチャー・パートナー間で利益を配分している場合には、そのジョイントベンチャーはオーストラリアの税法上パートナーシップとみなされるかもしれません。

税務上のパートナーシップでは、パートナーシップが個別の納税者であるかのように課税所得を計算し、パートナーシップの税務申告書を提出します。各パートナーは分配を受けた利益または損失を各々の課税所得計算に含めます。「真の」ジョイントベンチャーの場合は各パートナーがジョイントベンチャーの課税所得を個別に計算し、他の事業から得られた課税所得と合わせて申告します。その際、持ち分の割合に応じたジョイントベンチャー費用の損金算入をすることになります。アンインコーポレーテッド・ジョイントベンチャーの場合ジョイントベンチャー自体の申告書を提出する必要はありません。

2.8. 日系企業によるオーストラリアへの進出形態

日系企業がオーストラリアに進出する際に、一般的に次の形態を検討するケースが多いといえます。

- 現地法人（非公開会社）
- 支店
- 駐在員事務所

駐在員事務所、支店と現地法人の比較

	駐在員事務所	支店	現地法人
営利目的の営業活動	×	○	
登記の必要性	不要		必要
税務登録		必要	
監査	不要	不要	一定の条件を満たした場合は必要
従業員の雇用		可能	

これからオーストラリアで事業を行う場合には、それに適した事業形態の選定が必要です。駐在員事務所は営利目的の営業活動ができないことから現地の市場調査や本社との連絡などの活動に限定されます。一方、オーストラリアでビジネスを行う場合の代表的な進出形態は現地法人と支店です。企業グループの海外戦略、資金調達や本国への送金、法的・財務的リスク、業界での信用などを総合的に判断した上でいずれかの形態を選ぶことが求められます。

「2.9. 現地法人と支店」で、支店と現地法人の登記・税務上の主な点を比較しました。

駐在員事務所から支店または現地法人に事業形態を移行する場合

最初は駐在員事務所で市場調査などの活動を開始し、その後、オーストラリアで営業活動を行うために支店または現地法人に移行する場合は、いったん、駐在員事務所の税務登録を取り消し、新たに支店または現地法人の登記および税務登録が必要となります。（駐在員事務所から支店・現地法人への切り替えは不可）

2.9. 現地法人と支店の比較

		現地法人（非公開会社の場合）	登録外国会社－支店
設立 および 登記	定款	独自の定款、代替可能規定（Replaceable Rules）または混合したものを探用可。	日本の親会社の会社登録書類および定款を英訳し、すべての役員の詳細をASICに登録。
	取締役	オーストラリアの居住者最低1人	現地役員は特に必要なし。ただし、現地代理人（Local Agent）の任命が必要。
	株主	従業員以外の株主50人以下	独立した法的事業体ではないため該当なし。
	カンパニー セクレタリー	非公開会社の場合は特に不要。	必要なし。
	最低資本金	最低資本金の規定なし。	独立した法的事業体ではないため該当なし。

		現地法人（非公開会社の場合）	登録外国会社—支店
	登録番号	ACN (Australian Company Number)	ARBN (Australian Registered Body Number) ¹
	設立コスト	低い	高い
責任		有限責任	独立した法的事業体ではないため、事業のすべての責任は直接海外の親会社が負う。
年次登記手続き		毎年1回 ASIC から年次報告書(Annual Statement)が送られ、登記内容の確認および会社支払能力に関して取締役の誓約を行う。	毎年一回、親会社の決算報告書（英訳）を ASIC に提出
決算監査		会社の規模（売上高、資産、従業員数）に関する一定条件を満たした場合、監査および法定財務諸表の提出が必要（大規模非公開会社、3.2.参照）。小規模非公開会社は原則的に監査および財務諸表の提出は不要。ただし初年度に免除申請が必要。	上記の親会社決算報告書の提出以外、特に必要なし。
給与税(Payroll Tax)		雇用主が従業員に対して支払う給与に課される州税。各州がそれぞれ異なる税率および非課税限度額を設定。税務年度は7月～翌年6月。	同左
税務登録	Public Officer	オーストラリア居住者1人を任命	同左
	TFN (Tax File Number) 納税者番号	必要	必要
	ABN (Australian Business Number) オーストラリア事業者番号	必要	必要
	税務登録	法人税、FBT、GST、Payroll Tax（該当する場合）	同左
	課税対象所得	全世界所得	オーストラリア源泉所得のみ
	税率	30% ²	30%
法人税	欠損金	法人税課税対象 欠損金は次の年度以降に繰り越して課税所得から差し引くことができる。一定の条件を満たせば無期限に繰り越すことができる。 連結納税グループ内では使用することはできるが、海外の親会社で使用することはできない。	法人税課税対象 欠損金は次の年度以降に繰り越して課税所得から差し引くことができる。一定の条件を満たせば無期限に繰り越すことができる。支店の欠損はオーストラリアのほかのグループ会社の課税所得との相殺は不可。

¹ 外国企業の支店を開設する際に必要なオーストラリア登録企業番号

² 「Base rate entity」に該当する事業体は、法人税率が2020/21年度は26%、2021/22年度以降は25%に軽減される。総売上高が一定の金額（現在は5,000万豪ドル）より低く、なおかつ、課税所得の80%以下がロイヤルティ、賃金・利息収入といった受動的所得の事業体がBase rate entityに該当する。

3. 会社法上の規則

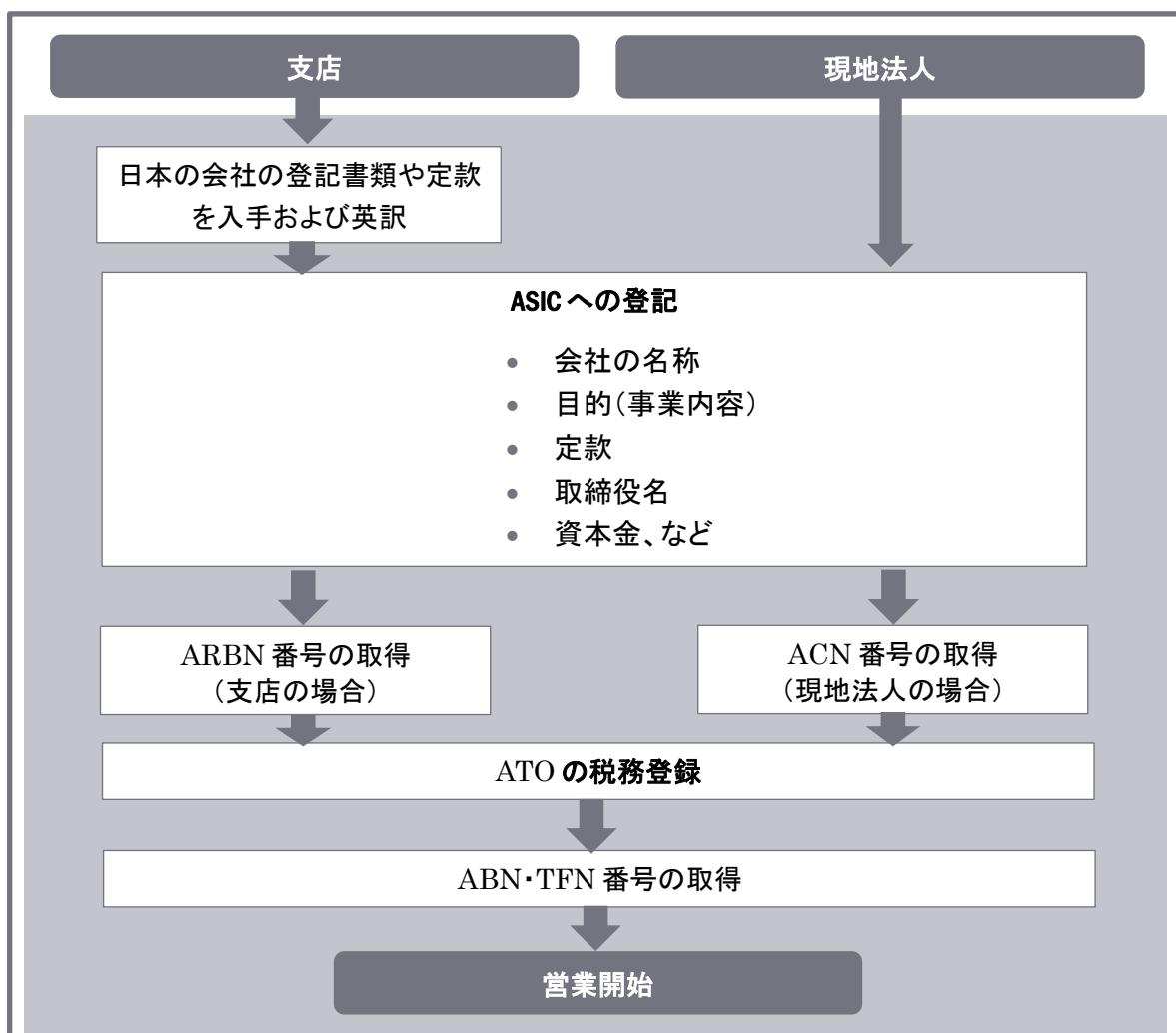
3.1. 会社・支店の設立手続き・税務登録

現地法人または支店の設立の手続きとして、下記の図のとおり通常、最初にオーストラリア証券投資員会（ASIC）への登記を行い、登記完了後、オーストラリア税務当局（ATO）への税務登録を行います。ASIC の登録が完了することで、会社・支店が設立され ACN(Australian Company Number)または ARBN (Australian Registered Body Number)番号が発行されます。ATO の登録が完了したあと各種税金の納税に必要な TFN および ABN 番号を取得します。

現地法人の場合、申請に必要な取締役や株主の情報がすべて揃っていれば申請後、24 時間以内に登記が完了します。

支店の場合は、事前に日本の会社の登記書類や定款を入手してその英訳版の認証コピー(Certified copy)を準備する必要があり*、登記が完了するまで申請後最長 28 日間かかることがあります。

税務登録は最長で 28 日かかります。



*書類が英語でない場合は、英訳した内容は会社が登記された国の登記事務管轄機関または公証人による認証が必要となります。

ASICへの登録に必要な情報には、以下のようなものがあります。

a) 会社名

既に登録されている会社名や事業名を使用することはできません。特定の大蔵省や政府機関の承認無しでは使用できない名称などもあり、事前の確認が必要です。会社名の後に公開会社の場合は「Ltd」、非公開会社の場合は「Pty Ltd」などと表示する必要があります。

支店の場合は日本の会社の登記書類が必要となり、同書類の英訳版の認証コピーの提出が求められます。

b) 定款および株式

現地法人（非公開会社）は独自の定款、会社法上の代替可能規定(Replaceable Rules)、または混合したものを採用することができます。非公開会社は、非従業員株主数の上限が50人に設定されています。最低資本金の制限は基本的にありません。

支店の場合は日本の会社の定款が必要となり、同書類の英訳版の認証コピーの提出が求められます。

c) 取締役

現地法人（非公開会社）は最低1人の取締役を任命する必要があり、かつ、当該取締役はオーストラリア居住者でなくてはなりません。支店は現地代理人（Local Agent）の任命が必要です。現地代理人は支店の代表者として法令遵守の責任を負います。

d) カンパニー・セクレタリー (Company Secretary)

カンパニー・セクレタリーとは取締役会の議事録の管理、会社登記の管理などのコンプライアンス業務の責任者です。公開株式会社は最低1人のオーストラリア居住者の任命が必要ですが、現地法人（非公開会社）および支店は特に必要はなく、任命する場合はオーストラリア居住者である必要があります。

e) パブリック・オフィサー(Public Officer)

会社の税務コンプライアンス事項に関する責任者として任命され、税務当局に提出する申告書等の情報が正しい事を確認する義務があります。公開会社・非公開会社にかかわらず必ず1人が任命され、かつオーストラリア居住者である必要があります。

f) オーストラリア会社番号 (Australian Company Number : ACN/Australian Registered Body Number : ARBN)

ASICへの会社登録が完了すると、9桁のオーストラリア会社番号が発行され、その番号は現地法人はACN、支店はARBNと呼ばれます。同番号の目的は取引を行う際、会社の身元確認を確実に行えるようにするためです。

ACN・ARBNはすべての公的書類、発行済株式、流通証券類、ASICに提出された書類、また社印がある場合は社印にも表示が必要となります。

ACN・ARBN発行後、必要に応じてオーストラリア事業者番号 (Australian Business Number, ABN) を税務当局に申請します。ABNは納税目的で会社等に割り当てられた11桁の番号でGSTやPAYG (Pay As You Go) の処理に必要となります。いわゆる会社確認番号であり、オーストラリア商務登記官 (The Australian Business Register、ABR) より発行されます (7.1参照)。

g) 銀行口座の開設

オーストラリアで会社名義の銀行口座を開設するためには、ASICが発行する会社の登録書類とその口座の各署名権限者の身分証明ができる書類の提出が求められます。身分証明の書類として、パスポートや運転免許証などが含まれます。ただし、署名権限者がオーストラリア国外在住者の場合、身分証明の確認方法が異なる点注意が必要です。その他源泉税の徴収を避けるためには、登録会社の納税者番号(Tax File Number)の提出が必要となります。

3.2. 法定財務諸表の提出および監査義務

法定財務諸表のASICへの提出および外部監査は上場企業、公開会社および大規模非公開会社(Large Proprietary Company)に義務付けられています。「大規模非公開会社」とは、下記の三つのうち二つ以上の条件を満たした会社です(2019年7月1日以降から始まる会計年度から要件が更新されました)。これは連結ベースで、さらに同一の外国親会社に支配されるオーストラリア国内の姉妹会社がある場合には、これらの会社の数値も合算したベースで判断されます。

- a. 売上げ 5,000万豪ドル以上
- b. 総資産 2,500万豪ドル以上
- c. 従業員 100人以上

上場企業は会計年度終了後3カ月以内に株主総会に財務諸表を提出する事を義務付けられています。大規模非公開会社および外国法人に支配される小規模非公開会社は会計年度終了後4カ月以内にASICに財務諸表を提出しなければなりません。

外国法人に支配される小規模非公開会社でかつ大規模会社のグループに属さない会社は、上記の財務諸表提出や監査義務の免除を申請することが可能ですが、税務当局への財務報告が必要な場合もあります。

会計制度

ASICに提出される財務諸表はオーストラリア版国際会計基準(Australian-equivalent to IFRS)に基づいて作成されなくてはなりませんが、会社の種類により作成する財務諸表の形態を選ぶことが可能です。

4. 日本からオーストラリアへの投資（M&A）

近年、日本企業によるオーストラリアへの投資は活発になってきており鉱業、不動産、金融サービス、食品、消費財およびインフラなど幅広いセクターが対象となっています。その背景には移民政策による人口増加、政治の安定や長期にわたる経済成長などが挙げられます。

オーストラリアにおける上場企業および非上場企業の買収

オーストラリアにおける上場企業や非上場企業に対して買収または投資を行う際には、さまざまな要素を考慮する必要があります。

4.1. 上場企業に対する M&A

オーストラリアでは上場企業を買収する場合、買収プロセスに関する規定を遵守しなければなりません。会社法は、認可された買収ストラクチャーでない限り 20%以上の株を取得することを禁じています。

許可される取引の主なものとしては、スキーム・オブ・アレンジメントと市場外の株式公開買い付けです。その他の取引オプションには、市場での買付、クリープまたはダウンストリームの買付（creep or downstream acquisition）、割当増資、または担保権の行使などがあります。

スキーム・オブ・アレンジメントは、裁判所が承認する法定の枠組みの中で買収対象の会社とその株主との合意の上（友好的な）買い付けの締結が行われる買収です。株式公開買い付けよりも規制が少ないため、柔軟性が高いのが特徴です。通常、スキーム実施契約書（Scheme Implementation Agreement）を締結し取引を公表して完結するまでに最低 3 カ月を要し、取引についての株主総会と裁判所の承認プロセスが組み込まれています。

競合買付者がいる場合は、買収の対象となる会社の取締役会は、競合者の提案を検討するなど株主の利益を適切に考慮する義務を負うなどプロセスを踏む必要があるため、競合買付者がいない場合よりもかなり長く時間がかかる場合が多く見受けられます。

市場外の買い付けの場合、プロセスは買付者報告書（bidder's statement）を作成し、ASIC およびオーストラリア証券取引所（ASX）に提出することから始まります。買付者報告書に含める必要のある内容については厳しい要件がいくつかあり、取引に必要なすべての資料を含めなければなりません。次に買収対象となった会社は、買付者報告書を受領後 15 日以内に買収対象者応答報告書（target statement）を作成し、株主へ送付すると共に ASIC と ASX に提出する必要があります。同応答書には、株主が買付提案に関し十分な情報に基づいた決定を下すために必要とされるすべての情報が含まれていなければなりません。さらに、取締役は買い付けに対する賛同または拒否理由を詳述する必要があります。また場合によっては提案された買付価格が対象企業の公正価値を表しているかについて独立した専門家が見解を表明した報告書が添付されることがあります。1~12 カ月間の提案期間（買付提案者の指示による）の後、買収対象企業の株主による受諾のプロセスが開始されます。

また、投資家が、オーストラリアの上場事業体において議決権付き有価証券を 5%以上保有する株主となった場合には、それらの株式保有について公表する必要があります。

4.2. 非上場企業に対する M&A

オーストラリアの非公開企業の場合は上場企業に課せられる厳格な開示要件を遵守する必要はなく、公開企業の買い付けに求められる多くのプロセスは適用されません。非公開企業の株主は、通知期間や裁判所の関与を必要とするプロセスがなく株式を取引することができます。

他国と同様、非公開企業に求められる報告要件、財務記録、ガバナンスプロセスに関する基準は一般に上場企業よりも低いため、買い取りを検討する際には高度なデューデリジェンスが必要となります。

オーストラリアにおける非公開企業向けの取引環境は比較的洗練されており、非公開企業の株主が売り手側のアドバイザーを起用することや、オークションプロセスを取ることはごく一般的です。売り手の会計デューデリジェンスレポートは、非公開企業による取引額 1 億豪ドル超の取引の多くで利用されています。

4.3. 反競争行為の禁止

オーストラリア競争・消費者委員会 (ACCC) は、オーストラリア国内企業の競争状況を監督する規制当局です。外資による投資がオーストラリア市場において反競争的とみなされる場合、問題が生じる可能性がありますが、この規制は国内外の取引に等しく適用されます。投資が競争を大幅に低下させる可能性がある、相当の市場支配力が悪用されている、またはカルテルを結んでいるとみなされる場合には、ACCC による審査が入る可能性があります。

4.4. 輸入に関する規制

通常、輸入品の多くは税関手続きを経て輸入することができます。ただし、麻薬、動物製品や銃器など輸入が禁止または規制されているものもあります。一方、オーストラリア市場内の同等製品よりもはるかに安く価格設定された輸入品によって、国内産業が著しい損害を被らないよう、ダンピング防止法も施行されています。この場合、「輸出価格」と「通常価値」との差額分の関税が適用されることがあります。

4.5. 取引に関するアドバイザー

買い付けプロセスにおいて、アドバイザーの起用は特に義務付けられてはいませんが、実際には各専門家が下記のような役割を果たしています。

- 法律顧問：買付ストラクチャーと戦略の支援、法的デューデリジェンスの実施、規制当局との連絡、取引文書の作成、関係者との交渉を担当。
- 財務アドバイザー：買付ストラクチャーと戦略の支援、取引管理、事業評価と資金調達の支援、マーケットサービスの提供、買付提案のサポートおよび受諾を求める上での支援。
- 会計アドバイザー：財務、商業、IT および人的資本のデューデリジェンスと、専門家による取引報告書の作成。
- 税務アドバイザー：税効率の高い取引と税務上のデューデリジェンス。
- 有価証券登録サービス：買い付け、工程および報告書受諾の管理、登記の分析、その他のロジスティックス、証券保有者に対するマーリングの全般的な管理。

5. オーストラリア不動産情報

5.1. 賃貸借のプロセス

オーストラリアにおける商業物件の賃貸借は、通常は賃借人（物件を賃借する事業者）と賃貸人（物件の所有者）の間に仲介業者が介在し、市場を介したかたちで行われます。仲介業者は一般に認可を受けた商業不動産業者です。賃貸借を行う際、賃借人と賃貸人は第三者をテナント代理人としてたてることができます。

小売り、オフィス、工業用物件の空き物件を、市場を通じて探すための最も効果的な方法は、商業不動産業者を利用することです。物件所有者は不動産業者と契約して物件を借りてくれるテナントを探してもらい、不動産業者は貸主から仲介手数料を受け取ります。

賃貸借取引の合意は不動産賃貸借契約を通じて形成され、その契約が賃貸借の条件に関して賃借人と貸借人を法的に拘束します。こうした賃貸借契約はほとんどの場合、標準的な書式に基づいて行われますが、すべて同じというわけではなく、双方の当事者に関して賃貸借の特定事項を大幅に変更した契約もあります。

オフィスの賃借スペースとは、一般には建物の「外郭構造」、すなわち床、照明、壁の塗装、天井、アメニティを指します。その他の備品はすべてテナントが設置します。小売り用の賃貸スペースはオフィスと同様で、工業用スペースでは電気、照明、水の利用が可能な外郭構造であるのが一般的です。

5.2. インセンティブ

オーストラリア政府は一般的に賃貸借物件に対してインセンティブは提供していません。ただし、特にテナントを呼び寄せるために人気のない市場では貸家人／貸主がインセンティブを提供するケースはあります。

インセンティブは物件によって大きく異なり、例えば一定期間の無料賃料（rent free period）、賃料の減額や内装費の一部負担などがあります。例えばメルボルン中心街の「Bグレード」オフィス物件で、現在、諸費用を除く賃料総額の20～35%、シドニー中心街の小売り物件では一般的に25%相当のインセンティブが提供されるのが一般的です。

5.3. 適用される法規制

オーストラリアでは、地方自治体、州政府、連邦政府を含め、多くの機関が課している貸主／貸家人および賃借人に適用される法規制があります。例えば、住宅リースにおける賃借人と賃貸人の権利および義務などに関する事項が定められている Residential Tenancies Act や、店舗リース契約においてテナント保護の観点から賃貸人がリース契約時に開示することが求められる事項などが明記されている Retail Leases Act があります。

5.4. その他の賃貸借上の留意点

上記のとおり、商業賃貸スペースとは一般的に建物の「外郭構造」であり、備品費用を含む内装は賃借人の負担となります。

6. 雇用関連

6.1. ビザ

オーストラリアに入国・滞在するためには、目的にかなったビザを取得することが必要です。一定期間滞在するためのビザは、その目的に応じて様々ありますが、オーストラリア国内で就労するには、適切なビザが必要で観光ビザでの入国は適切ではありません。ここではその一部をご案内いたします。

6.1.1. 電子渡航許可／ETA（観光・商用）（サブクラス 601）

ETAは、観光または商用・公用目的でオーストラリアに入国する場合に取得するビザです。このビザではオーストラリアで就労することはできません。

このビザの保持者は、研修・国際会議・展示会・セミナーへの参加、ビジネスに関する調査、契約の交渉・締結、ならびに一般的なビジネスや雇用に関する商談など、就労以外のビジネス活動を行うことができます。

このビザの保持者は、以下の活動を行うことはできません（一部が該当する場合も含まれます）。

- オーストラリアの組織や個人のために就労またはサービスを提供すること。
- 一般消費者に物品を販売し、あるいはサービスを提供すること。

ETAは、ビザの期限（1年間）またはパスポートの残存期間のどちらか短い期間まで有効です。この期間にETAの保持者は、1回の訪問につき最長3カ月まで滞在できます。

6.1.2. 一時就労（短期滞在）ビザ（サブクラス 400）

オーストラリアで高度なスキルを要する業務に短期間従事する場合は、テンポラリー・ワークビザ（サブクラス400）を申請することができます。以下の業務が該当します。

- 短期：原則として就労期間が3カ月を超えないこと。特にビジネス上の必要性が認められる場合は、6カ月まで許可されることがある。
- 高度な専門性：オーストラリアの労働市場で合理的に確保することが困難な、高度な知識やスキルを必要とする。

当ビザの保持者は原則として、オーストラリアに3カ月まで滞在可能です。特別な事情がある場合は6カ月まで滞在することも可能ですが、その場合はビジネス上の必要性があることを説明した申請書を提出する必要があります。

6.1.3. テンポラリー・スキル・ショーテッジ・ビザ（TSS ビザ）

これまで就労目的で滞在する日本人駐在員が取得していたサブクラス457ビザが、2018年3月18日にテンポラリー・スキル・ショーテッジ（TSS）ビザ（サブクラス482）と呼ばれる新しい就労ビザに移行しました。

TSS ビザは短期就労ビザ、中期就労ビザ、レイバーアグリーメント（Labour Agreement）の3種類で構成されます。

a) 短期就労ビザ (Short term stream)

原則 2 年間有効の短期就労ビザは、短期熟練職業リスト (STSOL) の職業が対象となります。オーストラリア国内にて 1 回限りビザ更新申請が可能です。永住ビザの申請はできません。

b) 中期就労ビザ (Medium term stream)

原則 4 年間有効の中期就労ビザは、中長期戦略技能リスト (MLTSSL) の職業が対象となります。更新における制限はありません。また永住ビザ申請が可能です。

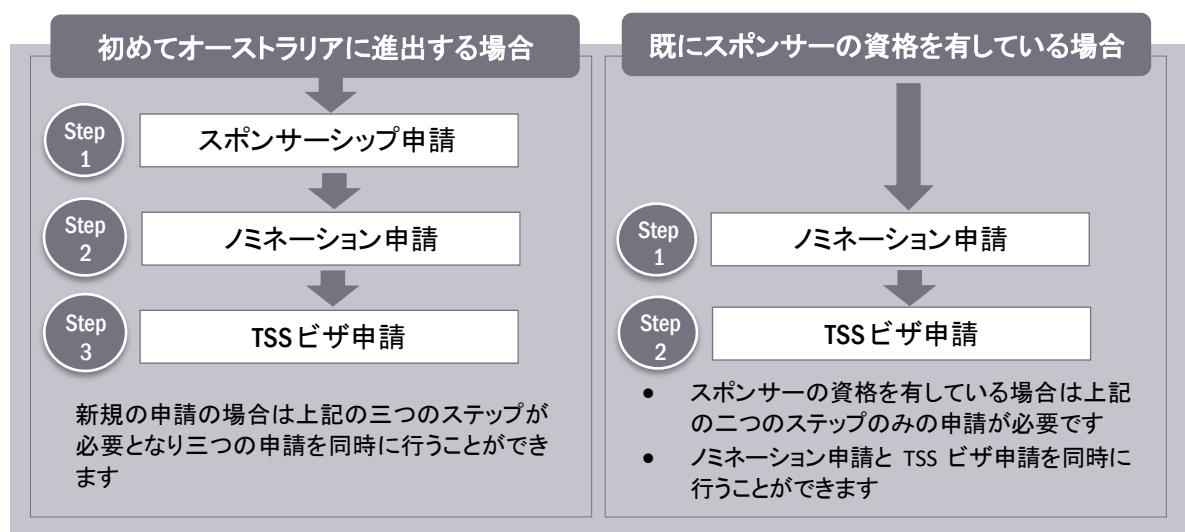
c) レイバーアグリーメント (Labour Agreement)

オーストラリアの労働市場では必要な人材を充足できず、通常のビザでは対応できない場合はレイバーアグリーメントという枠組みが設けられています。この場合、雇用主はオーストラリア政府と個別にアグリーメントの条件などを交渉し、ケースバイケースで認可されます。

TSS ビザ申請手続き

TSS ビザのスポンサー資格を有するにはまず移民局にビジネススポンサーシップを申請し、承認を受ける必要があります。オーストラリア移民法上スポンサーである企業（法人）に対して、さまざまな規則に従うこと、またスポンサーとしての義務を果たすことを求めていきます。スポンサーは雇用する TSS ビザ保持者とその帯同家族に対してもスポンサーの義務を果たさなければなりません。

TSS ビザの申請は下記の図のとおり、新規の申請では三つのステップ、また既に企業がスポンサーの資格を有している場合は二つのステップが必要となります。申請はすべてオンラインで行います。



ステップ1－雇用主によるスポンサーシップの申請

スポンサー企業は、ノミネーション（ステップ2）とTSSビザ（ステップ3）の承認を受ける前に、スポンサーシップの承認を受ける必要があります。雇用主がスポンサーとして承認されるためには、以下の要件を満たしていることを証明する必要があります。

- スポンサーの義務を負うことに同意し、その能力があること。
- コンプライアンス上の問題など、ビザの申請に悪影響を及ぼす情報がないこと。

スポンサーシップの有効期間は5年で、スポンサーの義務を満たしていれば何度でも更新することができます。

ステップ2－雇用主による職業内容の申請（ノミネーション）

雇用主は、派遣員がオーストラリアで配置されるポジションごとにノミネーションを申請する必要があります。ノミネーションの承認を受けるためには、以下を満たす必要があります。

- もっとも最新の職業リストに含まれる職業であること（リストは定期的に更新されます）。
- 申請するポジションの年間給与は市場の給与水準をふまえた金額に設定し、最低賃金の5万3,900豪ドルを上回る金額とする（各種手当、ボーナス、上乗せ額、残業・時間外手当などはこの金額に含まれない）。
- 海外から人材を就労目的で派遣する場合は、原則的にオーストラリア国内の労働者によって充足できないことを証明するための求人広告を一定期間掲載するなど、労働市場テストを原則的に実施することが求められます。ただし、日豪EPAの規定により日本企業のグループ企業内異動の派遣員の場合はこのテストが免除されます。

職業リスト

TSSビザに変更後、ビザ申請が可能な職業リストが大幅に見直されオーストラリア労働市場で必要とされている職業スキルにリンクした三つの職業リストに分けられます。

a) 短期熟練職業リスト（Short-term Skilled Occupation List : STSOL）

オーストラリアの雇用主が、必要とするスキルを持った人材を一時的に海外から派遣できる職業リスト。

b) 中長期戦略技能リスト（Medium and Long-term Strategic Skills List : MLTSSL）

より対象を絞った高度なスキルやニーズが非常に高い職業が含まれる職業リスト。

c) 地方における職業リスト（Regional Occupations : ROL）

地方に所在する雇用主向けの特定の職業が含まれます。有効期間が2年または4年のビザが取得できます。

各職業リストは、そのときの労働市場のニーズなどを考慮して政府によって定期的に見直され、特定の職業がリストから削除・追加されたりリスト間の移動もあり得ます。日系企業がよく申請する職業の例として下表のものが含まれます。

日系企業による申請の多い職業

職業リスト	日系企業による申請の多い職業
短期熟練職業リスト (STSOL) (2年有効のビザ)	<ul style="list-style-type: none"> Corporate Services Manager Finance Manager Sales and Marketing Manager Facilities Manager Production Manager など
中長期戦略技能リスト (MLTSSL) (4年有効のビザ)	<ul style="list-style-type: none"> Chief Executive Officer/Managing Director Corporate General Manager Engineering Manager など

付帯条件 (Caveats)

職業によっては付帯条件 (Caveats) が付いている場合があり、特定の職業に対してビザ申請者の最低給与、スポンサー企業の事業規模などをより詳細に設定することにより、該当するビザ申請者やスポンサー企業を制限します。ただし、日本企業の駐在員の場合、日豪EPAが該当するグループ企業間の異動の場合は付帯要件が免除される場合もあります。さらにビザの有効期間が、原則2年間の職業でも4年間有効のビザを取得できる場合があります。

トレーニング・レビュー (Skilling Australians Fund levy)

旧 457 ビザ制度でスポンサー企業に対する要件であったトレーニングベンチマークは 2018 年 8 月 12 日よりトレーニング・レビューに置き換わり、ノミネーション申請時に同レビューをビザの有効期間の年数に応じて一括で同レビューを支払うことが求められます。レビューの金額はスポンサー企業の売り上げによって異なり、年間売り上げが 1,000 万豪ドル未満の小規模企業は主申請人あたり年 1,200 豪ドル、それ以外の中・大企業は年 1,800 豪ドルとなります。

ステップ 3 – TSSビザを取得する派遣員やその家族の申請

TSSビザを取得する派遣員はノミネーションが承認されたポジションにふさわしいスキルや実務経験があり、それを裏付けるさまざまな資料の提出が求められます。派遣員の配偶者および扶養する子供のビザは本人と同時に申請または後日に別途申請することができます。

英語能力テスト

日豪 EPA によりグループ企業間の派遣員の場合、給与が 9 万 6,400 豪ドル以上であれば英語テストが免除されます。免除の対象とならない場合は、STSOL (2年ビザ) では IELTS テストの全体平均スコアが 5.0 以上で、更に各項目の最低スコアが 4.5、MLTSSL (4年ビザ) では全体平均スコアが 5.0 以上で、各項目の最低スコアが 5.0 必要となります。

無犯罪証明書

TSS ビザを申請した時点から遡って過去 10 年間において申請者が 12 カ月以上滞在した国からの無犯罪証明書の提出が TSS ビザの要件に含まれます。同証明書は申請者本人に加え 16 歳以上の扶養家族も対象となります。なお、無犯罪証明書をビザの申請時点において入手できない場合は、いったん先にビザの申請を行い、同証明書を後日提出することも可能です。

健康診断受診

通常、日本国籍保持者は TSS ビザの取得にあたり健康診断が不要です。ただし、過去 5 年間において連続 3 カ月以上日本国外に滞在をしたことがある場合は、健康診断を要求されるケースもあるため注意が必要です。例えば、シンガポールや中国等に赴任・滞在していた場合は健康診断が求められる可能性があります。

ビザが承認された場合、パスポートに貼るビザラベルは必要ありません。ビザの情報はパスポートとリンクされているため、パスポートを更新した場合は移民局に通知しリンクの更新を行います。

認定スポンサーシップ (Accredited Sponsorship)

一定の要件を満たしているスポンサー企業は認定スポンサーの申請を行って認可されると、スタンダード・スポンサーと比較して下記のようなメリットがあります。

- ・ ノミネーション申請およびビザ申請における優先的な審査
- ・ オーストラリア以外の国からの無犯罪証明書の代わりに雇用者が申請者の人物証明を保証することも可能

認定スポンサーシップの主な要件

	ビザ申請件数が少ないスポンサー企業	ビザ申請件数が多いスポンサー企業
過去 2 年の年間売り上げ	400 万豪ドル以上	同左
全従業員のうちオーストラリア市民権および永住権保持者が占める割合	最低 85%	最低 75%
過去 2 年間におけるノミネーション申請の承認実績	最低 1 件	最低 10 件

2019 年、内務省によって認定スポンサーに下記の新しいカテゴリーが追加されました。

オーストラリアへの多大な投資

- ・ オーストラリアの雇用を直接生み出すような重要な投資（最低 5,000 万豪ドル）をオーストラリアで行った。
- ・ 個人事業主またはパートナーシップではない。
- ・ 最低 1 年以上スタンダード・スポンサーシップを有している。
- ・ 過去 1 年で、最低 1 回は TSS ビザまたはサブクラス 457 ビザのノミネーション承認を受けていること。
- ・ 過去 1 年で申請したノミネーションのうち 97% 以上は承認を得ている。
- ・ 不適正な監視結果を受けたことがない。
 - すべての従業員は、職場協定 (Enterprise Agreement) または、現在の市場給与水準にあった社内の給与基準に基づいて、給与が支払われている。
- ・ すべての TSS ビザ保持者、またはサブクラス 457 ビザ保持者は、全国雇用基準 (National Employment Standards) に沿った書面の雇用契約に基づいて契約されること。

業務・就労ビザ比較表

ビザクラス	600	601	400	482	407
ビザ名称	観光・商用	ETA (観光・商用)	一時就労 (短期滞在)	TSS ビザ	研修ビザ (Occupational Trainee Stream)
活動内容	観光またはビジネス活動のみ	観光またはビジネス活動のみ	短期就労（原則最長 6 週間）。人材がオーストラリア市場に存在せず、オーストラリアのビジネスの助けとなる特化した繰り返しを伴わない職務。	就労	研修
滞在可能期間	最長 12 カ月	最長 3 カ月	原則最長 3 カ月。ビジネス上の必要度合いに応じて、例外的に最長 6 カ月。	最長 2 年または 4 年	最長 2 年
就労可能期間	不可	不可	原則最長 6 週間。ビジネス上の必要度合いによっては、例外的に最長 6 カ月。	最長 2 年または 4 年	最長 2 年
年齢制限	なし	なし	なし	なし	なし
英語力	問わない	問わない	問わない	免除に該当しない限り、STSOL (2 年ビザ) では IELTS テストの全体平均スコアが 5.0 以上で、さらに各項目の最低スコアが 4.5、MLTSSL (4 年ビザ) では全体平均スコアが 5.0 以上で、各項目の最低スコアが 5.0 必要。	研修を受けるために必要な英語力をもつ (IELTS テストの全体平均スコアが 4.5 以上)
就労者のスキルレベル	問わない	問わない	特化した技術や知識、職務経験をもつ。	ANZSCO コード要件に準じる。	過去 24 カ月の間で 12 カ月間のフルタイム職務経験がある (スキル向上を目的とした職業訓練)。

ビザクラス	600	601	400	482	407
ビザ名称	観光・商用	ETA (観光・商用)	一時就労 (短期滞在)	TSS ビザ	研修ビザ (Occupational Trainee Stream)
注		DIBP ¹ の ウェブサイト で申請の場合 手数料 20豪ドル		スポンサー・シップ 420豪ドル、 ノミネーション 330豪ドル* *上記に加え トレーニング・レー ビーが発生。	スポンサー・シップ 420豪ドル ノミネーション 170豪ドル
申請料金	主申請者基本料金	145豪ドル – 国外からの申請 365豪ドル – 国内からの申請（観光のみ対象）	なし	310豪ドル	短期熟練職業リスト 1,265豪ドル 中長期戦略技能リスト 2,645豪ドル
	18歳以上扶養家族	対象外	対象外	310豪ドル	短期熟練職業リスト 1,265豪ドル 中長期戦略技能リスト 2,645豪ドル
	18歳未満扶養家族	対象外	対象外	80豪ドル	短期熟練職業リスト 320豪ドル 中長期戦略技能リスト 660豪ドル
	STAC ²	700豪ドル *条件によってかかる場合あり	対象外	対象外	700豪ドル *条件によってかかる場合あり
					https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/fees-and-charges
査期間	1日～1カ月 (リスクプロフィールにより異なる。)	1日～1カ月 (リスクプロフィールにより異なる。)	5日～1カ月（リスクプロフィールにより異なる。）	公表は90%の申請が64日以内。ただしこれより長くかかるケースが多い。	2～3カ月
					https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-processing-times

注：2020年10月末現在の情報です。変更の場合がありますので申請の際は事前に内務省に最新の申請料金・審査期間をホームページにてご確認ください。申請料金については、申請企業または申請者ごとに加算。

¹ DIBP (Department of Immigration and Border Protection)

² STAC (Subsequent Temporary Application Charge): STACとは、オーストラリア国内で発給されたビザを保持する者が、さらに現地にてビザを申請する際にかかる追加料金です。次回のビザ申請の為にオーストラリア国外(例:日本)へ出国し、国外から申請した場合は、この料金はかかりません。

COVID-19 情報

オーストラリアは、オーストラリア社会の健康を守るために、厳しい国境対策を行っています。現時点ではオーストラリア発着のフライトは非常に限られており、オーストラリアから、もしくはオーストラリアへの渡航は困難となっています。

入国規制の免除申請

特定の免除対象者か、現在の入国規制に対して免除が下りている者でない限りオーストラリアへは入国できません。下記に該当する場合は、Australian Border Force(オーストラリア国境警備隊)から入国規制の免除が下りる可能性があります。

- オーストラリア連邦政府、州または特別地域政府の招待により COVID-19 対応のために入国するオーストラリア市民以外の者
- 救急輸送機、患者後送、重要な医療機器の輸送など、重要または特殊な医療サービスを行う者
- オーストラリアの重要な業種に携わる、または重要なスキルを有するオーストラリア市民以外の者（日系企業の駐在員が該当し、申請件数が最も多いカテゴリー）
- 雇用主がスポンサーし、プライオリティ・スキル職業リスト（Priority Migration Skilled Occupation List）に該当する職種に携わるオーストラリア市民以外の者
- オーストラリア政府、州または地方の政府機関より支持され、入国できない場合に国益に影響を及ぼす可能性があるオーストラリア市民以外の者
- Status of Forces Agreement・Commonwealth Armed Forces・Asia Pacific Forces and Status of Armed Forces Agreement など地位協定に該当する軍事隊員
- 州または特別地域政府の保健局および教育省よりサポートされている Year 11 および 12 を終了する予定の学生
- 人道的または、やむを得ない理由がある者

オーストラリアへ入国をする前に、有効なビザとオーストラリアの入国規制免除を得ている必要があります。入国規制の免除申請はオンラインで可能で、申請を裏付ける証拠の提出が必要です。必要な情報や証明が提出されていない場合は、追加の考慮なく申請結果が最終決定されることもあります。すべての書類は正式に英語に翻訳されている必要があります。

6.2. 個人所得税と源泉徴収制度

納税者番号 (Tax File Number、TFN)

所得を得ている個人でかつオーストラリア所得税を支払う必要がある人はTFNを申請する必要があります。もし従業員がTFNを持っていない場合、雇用者は従業員に支払う給与から個人所得税最高税率（メディケア・レビュー込み）で源泉徴収税を徴収することになります。

所得税申告

オーストラリアの課税年度は、6月30日を年度末とします。申告書を自分で提出する場合は通常10月31日までに所得税申告書を提出しなければなりません。タックス・エージェントを通して所得税申告書を提出する場合は基本的に提出日が延期されます。

税務上の居住者区分

個人所得税の納税義務は、オーストラリアの税制上の「居住者区分」と「所得の種類」によって異なるため、居住者区分は重要な検討事項といえます。

個人所得税制上の観点から、納税義務者の居住者区分には、「居住者」、「一時居住者」および「非居住者」の三つがあります。

居住者

「税務上の居住者」とは、以下のいずれかの条件を満たす者を指します：

- 通常の言葉どおりの意味で、オーストラリアに「居住」している者
- オーストラリアに本籍 (Domicile) がある者
 - ただし、税務当局がその者の恒久的住居 (Permanent place of abode) が国外にあると認めた場合を除く
- オーストラリアに継続的または断続的に半年以上(183日)にわたり滞在している者
 - ただし、税務当局がその者の常用の住居 (Usual place of abode) が国外にあり、オーストラリアに居住する意思がないと認めた場合を除く
- コモンウェルス・スーパー・アニュエーション (国家公務員退職年金) 基金に加入している者。

個人がオーストラリアに「居住」しているかどうかは、オーストラリアの滞在期間中に生活基盤を確立したかどうか、そして以下のようなポイントを含めて、総合的に考慮し判断されます。

- オーストラリアに滞在する意思や目的
- 家族やビジネス／雇用のつながり
- 資産の保有およびロケーション
- 社交および生活形態

時と場合によって重要視される要素は異なり、どれか一つの要素が決定的というわけではありません。ビザの種類も居住者区分の決定に影響を及ぼす要素ではありますが、それだけで判断されるというわけではありません。

オーストラリア税務上「居住者」として区分された納税者は、全世界所得（所得の生じた場所が国内か国外かを問わずすべての所得）がオーストラリアにて課税対象となり、居住者として適用される税率により課税されます（下述参照）。納税者は外国で課税対象になった所得について納付した外国所得税の額をForeign Income Tax Offset（外国税額控除）としてオーストラリアの所得税から差し引くことが可能ですが（外国税額控除額にはある一定の制限が設けられています）。

一時居住者

「一時居住者」とは以下の要件を満たす者を指します。

- 短期滞在ビザ（457・TSSビザ）を有しオーストラリアで就労している者

- 配偶者も含め社会保障規定上「オーストラリア居住者」ではない者

社会保障規定上の「オーストラリア居住者」とは、オーストラリアに居住するオーストラリア市民権を有する者、永住ビザを有する者または特別保護カテゴリーのビザの保有者を指します。

短期滞在ビザでオーストラリアで働く外国人労働者のほとんどの場合がこの「一時居住者」区分に該当します。「一時居住者」は、全世界の勤労所得およびオーストラリア源泉のその他の所得が課税対象となります。国外源泉の投資所得については一定の免除が受けられます。「居住者」と同様に、課税所得は居住者に適用される税率をもって課税されます（下述参照）。外国で課税対象になった所得に対して支払った外国所得税の額は外国税額控除としてオーストラリアの所得税から差し引くことができ、一定の場合には控除額に制限があります。

非居住者

上記いずれの定義も満たさない者は、税務上「非居住者」として扱われます。「非居住者」は、非居住者用の税率により（下述参照）、オーストラリアを源泉とする所得に対してのみ課税されます。

税率

オーストラリアにおける個人所得税率は累進課税制となっています。（2020／2021 税務年度）

居住者および一時居住者

課税所得	税率
0 ~ 18,200豪ドル	なし
18,201 ~ 45,000豪ドル	18,200豪ドルを越える部分につき1豪ドルあたり19セント
45,001 ~ 120,000豪ドル	5,092 + 45,000豪ドルを超える部分につき1豪ドルあたり32.5セント
120,001 ~ 180,000豪ドル	29,467 + 120,000豪ドルを超える部分につき1豪ドルあたり37セント
180,001豪ドル以上	51,667 + 180,000豪ドルを超える部分につき1豪ドルあたり45セント

非居住者

課税所得	税率
0 ~ 120,000豪ドル	1豪ドルあたり32.5セント
120,001 ~ 180,000豪ドル	39,000 + 120,000豪ドルを超える部分につき1豪ドルあたり37セント
180,001豪ドル以上	61,200 + 180,000豪ドルを超える部分につき1豪ドルあたり45セント

注1：上記の税率には、2%のメディケア・レビューは含まれていない。

注2：非居住者はメディケア・レビューの納付義務はなし。

メディケア・レビーおよびメディケア・レビー・サーチャージ

オーストラリア居住者は、政府の提供するメディケア・サービスのために居住者対象の個人所得税率に加え、課税所得の2%をメディケア・レビーとして徴収されます（メディケア・サービスの受給資格者であることが前提となります）。

また、納税者の所得が一定額を超えるか、かつその納税者（および扶養家族）が適切なレベルのプライベート入院保険に加入していない場合には、メディケア・レビーに加え、所得に応じて1～1.5%のメディケア・レビー・サーチャージが徴収される場合があります。豪州2021年度現在、このサーチャージは9万豪ドル（Single）もしくは18万豪ドル（Family）で適切なレベルのプライベート入院保険に加入していない場合に適用されます。

「一時居住者」については、オーストラリアが健康保険に関する相互協定を締結していない国の国民である場合には（日本を含む）、メディケア・レビーおよびメディケア・レビー・サーチャージの免除を受けられる場合があります。メディケア・レビーの免除資格のある者は、毎年税務年度終了後に免除申請手続きを行う必要があります。メディケア・レビーは、「非居住者」には適用されません。

6.3. 雇用に関する税務

各従業員に個人所得税の申告と納付義務があるように、雇用主はオーストラリアにおいても雇用にかかるいくつかの異なる税金に対する申告納税義務があります。

6.3.1. 源泉徴収制度（PAYG）

PAYG(Pay As You Go)では、賞与を含めオーストラリアの課税対象となる従業員の給与から所得税が源泉徴収されます。適用税率は、税法上従業員がオーストラリア居住者であるかどうか、また給与報酬の額によって異なります。PAYG源泉徴収税は、給与支払者がオーストラリア国内または国外にいるかどうかに関係なく、支払者に徴収および納税義務があります。

6.3.2. Single Touch Payroll 制度

Single Touch Payroll (STP) とは給与情報の電子申告制度で、この制度の免除は非常に限られた雇用主のみに許可されているため、ほぼすべての雇用主が遵守を求められています。

この制度により、雇用主は給料額、PAYG 源泉徴収税額、スーパー・アニュエーション拠出金など主な給与情報を、統合ソフトウェアを使用してリアルタイムにATOへ申告することが求められます。このシステムの導入によって、レポート・フル・FRINGE・BENEFITS（Reportable Fringe Benefits Amounts）など、STPでの申告が強制でない項目をSTPによって申告している場合、年次源泉徴収明細書を従業員に発行するなど、これまでの申告要件が不要になりました。

海外からの駐在員の雇用者は、次のように STP の負担軽減措置を受けることができます。以下の優遇措置は、シャドウペイロールを運用している雇用主に適用されます。

- 税務上の目的で、豪州の赴任先の雇用主は、海外の赴任元からも給与が支払われる駐在員のための「シャドウペイロール」を準備します（オーストラリアと海外の両方の給与、および賞与手取額の合計から総支給額およびPAYG 源泉徴収をグロスアップ計算される）。

- ・ シャドウペイロールを必要とする駐在員の STP レポートは、支払月の翌月末まで延期することができます（リクエストに応じてさらに延長できる場合があります）。
- ・ ATOは、STPの目的でおおよその見積もり計算による総支給額と源泉徴収額(Reasonable Estimate)を報告することも認めていますが、その場合には、その後見積額の年末調整をする必要があります。
- ・ 年度末の STP の最終報告を 8 月 14 日までに提出する(2021 年度以降)必要があります。
(ローカルの従業員の最終報告は、雇用主のサイズによって、7 月 14 日もしくは 7 月 30 日まで)

6.3.3. フリンジベネフィット税 (FBT)

「フリンジベネフィット税」とは雇用主が従業員に直接または間接的に支給する現金給付以外のベネフィットに対して、雇用主が支払う税金のことです。

「フリンジベネフィット」は従業員に対する現金給付以外の支給で、雇用に関連して提供されるベネフィットのことです。「従業員」とは、雇用契約に基づき給与や賃金の支払いを受ける権利のある者であり、課税年度中に従業員でなくとも、退職者や将来の雇用関係から従業員として見なされる者も含まれる場合があります。

「ベネフィット」および「フリンジベネフィット」という用語には、FBT法上幅広い意味が与えられており、権利、特典やサービスの供与も含まれます。雇用主の提供する以下のようなベネフィットは、フリンジベネフィットとして課税される可能性があります。

- ・ 私的で従業員が社用車を使用することを許可する場合
- ・ 交際費やゴルフ・コンペなどその他エンターテイメントを提供する場合
- ・ 子弟の学費、通勤費、個人所得税の支払いなど、従業員私的費用に対する支払いまたは立替精算をする場合

雇用主は従業員に提供したフリンジベネフィットに対し、税金を支払います。フリンジベネフィットの税額は、FBT課税年度（4月1日から翌年の3月31日までの12カ月）中に提供したFBT対象額をグロスアップして計算したFBT課税額に、FBTの税率47%（2021FBT年度）を乗じて計算されます。ただし、免除規定または優遇措置の対象になるかどうかを考慮する必要があります。課税対象額のグロスアップは、消費税（GST）の金額を仕入れ税額控除することが認められるベネフィット（タイプ1ベネフィット）と、GSTの仕入れ税額控除が認められないベネフィット（タイプ2ベネフィット）の2種類のベネフィットに基づいて行われ、それぞれの現在のグロスアップ率は、2.0802および1.8868です。

従って、2021年3月31日終了FBT年度のFBT支払額は以下のように算出されます。

$$(i) \text{ タイプ1ベネフィット総額} \times \text{ 適用されるグロスアップ率} \times 47\% \\ (2.0802)$$

および

$$(ii) \text{ タイプ2ベネフィット総額} \times \text{ 適用されるグロスアップ率} \times 47\% \\ (1.8868)$$

なお、駐在員に対して提供されるベネフィットについては、多くの免除規定および優遇措置が存在します。

FBT申告書提出およびFBT税額の支払いは通常課税年度（4月1日～3月31日）後の5月21日までに行う必要がありますが、タックス・エージェントを通じて申告を行う場合には、FBT税額の支払期日が5月28日、そしてFBT申告書提出期日は6月25日まで延長されます。

6.3.4. 給与税

オーストラリアの各州と特別地域では、その州での勤務に対して支払われた給与に対して給与税の支払いを雇用主に義務付けています。給与税は、年間の従業員への給与支払総額が一定額を超えた場合に課税されるものです。その基準額と税率は、従業員が勤務する州によってさまざまです。

課税対象となる「給与」には、賃金、コミッション、賞与、各種手当、フリンジ・ベネフィトのほか、従業員持株制度による株式・オプションの支給(Employee Share Plans)などが含まれます。登録雇用者は、各州政府(Office of State Revenue)への給与税調整申告書と給与税の支払いの提出が毎月必要です。さらに、会計年度終了後、給与税申告および過不足がある場合その納税も必要となります。

給与税は通常その給与が支給された州または特別地域において課税されます。しかし、従業員の勤務が複数の州または特別地域で行われている場合は、その従業員の恒久的居住(Permanent place of residence)がある州または特別地域において給与税の納税義務が生じます。

法人税上連結納税制度の選択をしているか否かにかかわらず、関係会社の給与をグルーピングする規定が別に存在するため、州をまたいで事業展開を行っている企業グループは各州または特別地域において、それぞれ1社しか免税基準額が適用されないことに注意する必要があります。

いくつかの州においては、特定の業種や特定の従業員の雇用に対して、給与税のリベートや補助金を受けられます。これを確認することで給与税の納付負担を最小化することは重要なことがあります。

6.4. オーストラリアにおける労働者の雇用（フェア・ワーク制度）

6.4.1. オーストラリア雇用法の概要

オーストラリアには、雇用と産業規制に関する複雑な法制度があり、雇用主としての権利と義務は、個人雇用契約、労働裁定、労働協定、連邦および州の法規制、慣習法裁判の結果蓄積された判例法など、複数の法的文書によって規定されることになります。

オーストラリアにおける雇用制度で日本と異なる点の中で次のようなものがあります。

- 未消化分の年次有給休暇は退職するまで繰り越され、退職時に残った有給休暇は従業員に支払う義務がある。支払う金額は従業員の退職時の直近の時給を使用して計算される。
- 4週間の年次有給休暇とは別に、本人が病気やケガした場合や扶養家族の介護などの目的で使用できる2週間の個人休暇(Personal Leave)が与えられる。未消化分の個人休暇は通常、退職時に支払う必要はない。
- 上記のほかに10年勤務した従業員に通常、約2カ月の長期休暇(Long Service Leave)が与えられる。退職時に残った長期休暇は従業員に支払う義務がある。
- オーストラリアには原則的に定年退職制度がないため年齢を理由に退職を強制することができない。

6.4.2. 抜本的改革と 2009 フェア・ワーク法（連邦）

オーストラリアの労使関係法は、過去数年の間に大幅に改革され、全国統一の法制度が導入されました。「2009年フェア・ワーク法」（連邦）（以下、FW法）は一連の改革の中で最も新しい法律であり、現在、民間部門と多くの公的部門の雇用関係のほとんどは、この法律に基づいて規定されています。

6.4.3. 全国雇用基準（National Employment Standards、以下 NES）

オーストラリアの会社は、従業員（一部の臨時労働者を除く）に、最低基準として以下の10項目の権利を保障する法的義務を負っています。

雇用最低基準10項目

雇用基準	最低労働条件
1 週最大労働時間	<ul style="list-style-type: none">従業員の所定労働時間は、週最大 38 時間までである。所定労働時間とは通常の定時勤務時間のことをいい、割増賃金は支払われない。雇用主は従業員に妥当な範囲内で残業を行わせることができる。雇用主の要求が不当な場合、従業員は残業を拒否する権利をもつ。
2 柔軟な勤務体系の要請	<ul style="list-style-type: none">勤続 12 カ月以上の従業員は、以下の場合に柔軟な勤務体系（勤務時間の変更など）を要請することができる。<ul style="list-style-type: none">(i) 子どもをもつ親(ii) 介護者(iii) 障害者(iv) 55 歳以上の者(v) 家族や近親者による家庭内暴力の被害者 または(vi) 近親者による家庭内暴力を理由に、介護・支援する必要のある近親者に対して介護・サポートを提供する者。 <p>雇用主は正当な業務上の理由がなければ、こうした要求を拒否できない。</p>
3 育児休暇および関連する権利	<ul style="list-style-type: none">出産予定日または養子縁組の前に最低 12 カ月勤続した以下の従業員。<ul style="list-style-type: none">(i) 子どもを出産した者または(ii) 配偶者または事実婚のパートナーが出産した者(iii) 16 歳未満の子どもを養子縁組した者 <p>上記該当者は、12 カ月の無給育児休暇を取得できる（申請により最長 24 カ月まで延長可能）。</p>
4 年次有給休暇	<ul style="list-style-type: none">正社員は、年間 4 週間の有給休暇を取得できる。有給休暇の付与日数は、従業員の所定労働時間に応じて計算される。交代制勤務者の場合は年間 5 週間の有給休暇が取得できる。有給休暇は、年間を通じて累積され、未消化の有給休暇は翌年に繰り越される。ただし、無給休暇は累積されない。従業員の雇用契約が終了する場合、雇用主は、未消化の有給休暇（有給休暇の上乗せ分を含む）分を当該従業員の基本給に基づいて給与に換算し、雇用契約最終日または次の給与支払日に、最終給与等と一緒に支給しなければならない（労働裁定、雇用契約、またはその他の労使協約に従って支払いを行うものとする）。
5 個人休暇および忌引休暇	<ul style="list-style-type: none">フルタイム従業員は、本人の病気やケガ、家族の世話（例：家族の緊急時）などを理由にして、年間 10 日の個人休暇を取得できる。パートタイム従業員の場合は、労働時間に応じた日割り計算で年間 10 日の個人休暇を取得できる。個人休暇の付与日数は、従業員の労働時間に基づいて計算され、年間を通じて蓄積される。未消化分は翌年に繰り越しできる。無給休暇中は蓄積しない。従業員は、家族が重病、ケガ、死亡した場合、その都度 2 日の有給忌引休暇を取得できる。

雇用基準	最低労働条件
	<ul style="list-style-type: none"> 未消化の個人休暇や忌引休暇は、雇用契約が終了するときに失効し、給与に換算されない。
6 地域活動休暇	<ul style="list-style-type: none"> 従業員（臨時従業員を含む）は、緊急ボランティア活動や陪審義務などの地域における社会活動に参加するために休暇を取得できる。 陪審義務の場合に限り、有給休暇とすることができます。
7 長期勤続休暇	<ul style="list-style-type: none"> 長期勤続の従業員は、有給の特別休暇を取得できる。 長期勤続休暇の権利取得に要する期間は、当該従業員が居住する州または準洲によって異なる場合がある（通常、完全な権利取得には最低10年間）。 従業員の雇用契約が終了する場合、雇用主は、累積した未消化分の長期勤続休暇を当該従業員の基本給に基づいて給与に換算し、雇用契約最終日または次の給与支払日に、最終給与等と一緒に支給しなければならない（労働裁定、雇用契約、またはその他の労使協約に従って支払いを行うものとする）。
8 祝祭日	<ul style="list-style-type: none"> 従業員は、オーストラリアの祝日に有給休暇を取得することができます。有給休暇の付与日は、従業員が居住する州または準洲によって異なる場合がある（祝日は州によって異なる）。
9 解雇通知および解雇手当	<ul style="list-style-type: none"> 従業員を解雇する場合、雇用主は従業員に最終出社日を記載した解雇通知を交付する必要がある。 FW法の下では、雇用主は従業員の勤続期間に応じて、定められた通知期限までに書面で解雇を予告しなければならない。 雇用主は、従業員を解雇日まで勤務させるか、解雇日まで勤務した場合の給与相当額を支払って即時解雇するかのどちらかを選ぶことができる。 従業員が雇用主の都合で解雇される場合、従業員は勤続期間に応じて解雇手当を受ける権利がある。
10 フェア・ワーク情報説明書	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主は、新規採用者の入社日前または入社後早い時期に、フェア・ワーク情報説明書（NESの概要を含む）のコピーを交付する必要がある。同説明書は、フェア・ワーク・オンブズマン（関係規制当局）のウェブサイトからダウンロードできる。

オーストラリア法人は、法定基準以上の労働条件を定めることはできますが、法定基準以下の労働条件を定めることはできません（雇用主／従業員は、法定基準を下回る労働条件で雇用契約を結ぶことはできません）。法定基準を下回る労働条件で労働契約を締結することは、オーストラリア雇用法に違反することになり、その場合、雇用主は、高額の金銭的罰則が適用されるか、訴訟を起こされる可能性があります。

6.4.4. 新労働裁定 (Modern Award System)

オーストラリアでは長い間、鉱業、農業、行政機関、エンジニアリングなど一部産業の雇用者は産業別の労使協約に基づいて雇用条件が決定されてきました。

オーストラリア連邦政府は雇用法改革の一環として、企業別・産業別の最低雇用条件を設定していた旧労働裁定の近代化に取り組み、3,000以上存在した労働裁定を簡素化して、いくつかの、「新労働裁定」に整理しました。

新労働裁定は、産業固有の労働条件（交代制労働や週末労働など）に、以下の最低労働条件を追加したものです。

- 最低賃金（勤続年数によって異なる。）
- 所定労働時間外の労働に対して時間外手当を支給すること。
- 最大労働時間の制限および勤務表の作成
- 交代制勤務や週末労働に対する時間外手当の支給
- 出張費、食事代、制服代、危険業務手当などの支給

- 年次有給休暇の上乗せ分（新労働裁判の対象となる従業員が年次有給休暇を取得する場合、原則として17.5%の追加賃金を支給する。17.5%の上乗せは、労働裁判の内容によって、当該従業員に適用される新労働裁判の賃金か、従業員の所定内賃金のいずれかに基づいて算出する）。

雇用主であるオーストラリア法人は、新労働裁判の対象となる従業員に、該当する労働裁判に規定されている労働条件を保障する責任を負っています。雇用主がこの責任を果たさない場合は、オーストラリア雇用法に違反することになります。違反した雇用主は規制当局による指導を受け、金銭的罰則を適用されるか、従業員から訴訟を起こされる可能性があります。

6.4.5. 不当解雇およびフェア・ワーク法に基づく労働者保護

オーストラリアの雇用主は、例外規定が適用される一部の従業員を除いて、すべての従業員がFW法の下で「不当解雇」から保護されています（不当解雇とは、「厳しい、不当な、不合理な」理由で従業員が解雇されること）。従業員の不当解雇が明らかになった場合、雇用主は当該従業員を復職させて、解雇期間中の未払賃金を遡及して払うか、解雇直前の6ヶ月間の給与のいずれかを解雇補償として支払うことを命じられる場合があります。不当解雇の申請が可能な従業員は年間所得が15万3,600豪ドル以下（2020年7月1日時点）で、なおかつ解雇してから21日以内に同申請をした場合に限られます。

FW法の一般的な保護のもとで、従業員または従業員候補者は、職場の権利行使することによる、さまざまな差別、不公正な扱い、不法行為、およびその他の従業員にとって不利益に対して保護されています（職場の権利の例として、雇用に関する苦情を申し立てることや、抗議活動に参加することなど）。

特に、雇用主による違法解雇、差別、いじめ、不正行為、その他の従業員に悪影響を与えることは禁止されています。上記に違反した雇用主は、当該従業員に賠償金を支払うと同時に、民事制裁金を科されることになります。

6.4.6. 労働組合と企業別労使交渉

ほかの国々と比較して、オーストラリアの労働者は、特定の産業や職業の利益を代表する労働組合の組合員である、または組合に加入する可能性が高いといえます。

FW法は、雇用主と労働組合（または組合以外の従業員代表）が、労使間で合意された雇用条件などを含む職場協定（Enterprise Agreement）について、「真摯な交渉」を行うことを可能にし、奨励しています。つまり、労使間で合意が成立すれば、新労働裁判の規定に代わって、職場協定が適用されます。

職場協定は、従業員にとって労働裁判よりも、より良い条件であれば認められるため、オーストラリアで初めて事業を営む場合は、労働裁判で定められている雇用条件とは異なった条件を従業員と交渉できる職場協定を検討する選択肢もあります。

6.4.7. 付隨的義務

退職年金基金制度（Superannuation）

オーストラリアにおいてのスーパーアニュエーション制度では、従業員（役員も含む）の退職後のための貯蓄を手助けする目的として設計され、通常その一環として雇用主は従業員のために適格退職年金基金に拠出を行う義務を負います。

現在の拠出率は、各従業員に支払うOrdinary Time Earnings (OTE)¹に対して9.5%となります。拠出率は2021／2022税務年度には10%となり、その後2025／2026税務年度までの間段階的に12%に上昇します。

従業員の給与のほとんどが拠出対象となる一方、年金拠出義務が免除される場合もあります。例えば下記のようなケースが免除されます。

- ・ 社会保障協定 – オーストラリアと社会保障協定を締結している数多くある国の中には日本も含まれています。日豪社会保障協定により、オーストラリアへ赴任する駐在員は厚生年金への加入を継続し、派遣前に日豪社会保障協定厚生年金保険適用証明書 (Certificate of Coverage) を取得することによって、雇用主がオーストラリアでのスーパー・ニューエーション制度への拠出義務の免除を受けることができます。
- ・ 上席経営幹部 – 457・TSS ビザで入国している上席経営幹部はスーパー・ニューエーション制度の対象外となることが可能です。当該免除規定により、該当する従業員に対する年金拠出義務が免除されています。

労災保険 (Workers Compensation)

すべての雇用主は、従業員の職場での傷害に対する損害賠償の請求額を支払えるようにするために、法律によってWorkers Compensationと称される労災保険への加入が義務付けられています。労災保険制度は各州の法律に基づいていますが、概して政府に任命された特定の保険会社によって保険業務が遂行されています。

保険料は基本的に該当期間の見積もり給与額、業種そして保険請求の実績をもとに計算されますが、労災保険制度上「給与」の定義が特定されているため、計算の際には注意を要します。

労働安全衛生(Workplace Health and Safety)

オーストラリアのすべての雇用主は、職場の労働災害を防止するために、コモンローに基づいて従業員に対して合理的な配慮を行う必要があります。

一部の地域で例外があるものの、オーストラリアには全国共通の労働安全衛生法があり、従業員に対して安全な職場を提供する一般的な義務を雇用主に課しています。管理職（取締役など）が職場の安全衛生に関する「デューデリジェンス」を実施する義務を負っているのがその一例です。

これらの義務に違反する場合は、訴訟を起こされるか、多額の金銭的罰則を科せられる可能性があります。

反差別と反いじめ(Anti-discrimination and anti-bulling)

オーストラリアの連邦法、州法、準州法には、反差別、反ハラスメント、反いじめに関するさまざまな規定が存在します。

こうした法律は、通常、雇用関係に直接・間接の影響を与えています。雇用主は職場における差別、ハラスメント、いじめから従業員を守る明白な義務を負っています。

¹ OTEとは、従業員に支払う給料、賃金、賞与や手当といったほとんどの金銭給付を指すが、残業勤務などに対する給付は含まれない。

7. オーストラリアでの事業に関する税務

7.1. 納税者番号 および オーストラリア事業者番号

税務当局への申告・納税の際には必ず納税者番号 (Tax File Number、TFN) が必要であり、さらに事業を営む納税者は通常オーストラリア事業者番号(Australian Business Number、ABN)の取得が必要となります。

ABN制度は2000年7月1日からの消費税 (GST) 制度導入に伴い採用されました。個人、会社、パートナーシップ、トラスト、退職年金基金、ボディー・コーポレート (body corporate) など、オーストラリアにおけるすべての事業主体がABNを取得できます。また、非居住者の事業主体も、オーストラリアにおいて恒久的の施設を通じて事業を行う場合にはABNの登録を必要とする場合があります。

ABNをもたない事業者がほかのABNを持つ事業者から支払いを受ける場合には、個人所得税の最高税率の源泉徴収が支払者に義務付けられているため、実務上、事業を行うすべての納税者はABNを取得しておく必要性があります。

TFNおよびABN登録は、以下のウェブサイトでオンラインにて行うことができます。

TFN

<https://www.abr.gov.au/business-super-funds-charities/applying-other-registrations/apply-tfn-business>

ABN

www.abr.gov.au

また、取引相手のABN登録の確認等は以下のウェブサイトで行うことができます。

www.abr.business.gov.au

7.2. 消費税とその他間接税

GSTの適用範囲

オーストラリアのGST税率は現在10%です。GSTは間接的に幅広く徴収される消費税です。GSTは、オーストラリア国内で提供されるほとんどの物品およびサービスに対して課されます。また、GSTは一般的に輸入品に対しても課されます。登録済みのサプライヤーは、一定の条件のもと、ほとんどのインプット（購入）に支払われたGSTについてクレジット（GST還付）を受けることができます。年間GST売上高が7万5,000豪ドル以上の事業者は、GST事業者登録を行う必要があります。登録事業者は、毎月または四半期ごとに事業活動報告書（「BAS」、以下参照）によるGST申告を行う必要があります。その際GST純額（支払いGSTからインプット税額控除をマイナス）をATOに支払います。

非居住者によるオーストラリア非登録消費者に対するあらゆる無形資産（例えば、デジタル製品、サービス、権利等）の供給について、免除対象として取り扱われない場合GSTの対象となります。

融資などのファイナンシャル・サプライや賃貸料などの一部のサプライ（提供）は「インプット課税」されます。インプット課税されるサプライはGSTの対象外となり、サプライヤーには購入時のインプットGSTの控除は認められません。なお、限定的ではありますがGST非課税とされ

る供給の中には一定の要件のもと、購入に際して支払ったGSTの払い戻しを受けることが可能となる場合があります。

なお、100%の資本関係にあるグループ会社については、一定の条件のもと、グループを一つのGST納税主体として取り扱いをうけることが可能になります。

事業活動報告書

GST債務は、事業活動報告書(Business Activity Statement、BAS)を使用して報告します。年間売上高が2,000万豪ドル以上の登録者は、毎月BASを提出する必要があります。BASは電子的に提出し、正味のGST債務をすべて支払う必要があります。毎月の申告と支払いは、申告期間終了の翌月21日までに行います。

売上高が2,000万豪ドル未満の登録者は、四半期ごとにBASを提出できますが、毎月の提出を選択することもできます。四半期ごとの申告と支払いは、通常、申告期間終了の翌月の28日までに行いますが、12月末終了の四半期については2月28日までにすることができます。

GST売上高が7万5,000豪ドル未満で、GSTへの登録を自主的に選択した納税者は、報告、支払、GSTクレジットの請求を年次ごとに行うよう選択することができます。

GSTの債務は豪ドルで支払う必要があります。またGSTの還付は、オーストラリアの銀行口座に払い込まれる必要があります。

BASの申告を遅延して提出した場合、遅延に対し罰則が課せられる場合があります。また、GSTの滞納にはGeneral Interest Charge(一般利率課金)が課せられる場合があります。

BASは、ATOビジネスポータルを通して電子的に提出することができます。

<https://bp.ato.gov.au>

GST正味—GST非課税品とインプット課税対象の供給品には大まかに2種類の適用除外があります。下表は、ある一定の条件を満たすGST非課税供給とGST免税供給の例です。

GST非課税供給 (Input Taxed Supplies)	GST免税供給 (GST Free Supplies)
供給に対してGSTを課す義務はないが、その供給に対応する仕入れについて支払ったGSTの仕入税額控除を受けることができない。	供給にGSTを課すことはできないが、その供給に対応する仕入れで支払ったGSTについて仕入税額控除を受けることが可能。
<ul style="list-style-type: none">金融取引住宅の賃貸住宅の売買(新築住宅を除く)貴金属の供給慈善施設による募金活動において行われる供給	<ul style="list-style-type: none">食料品水道、下水および排水関連のサービス商品の輸出およびサービスの供給時にオーストラリアに滞在していなかった非居住者に対するサービスの提供健康、教育、宗教およびそれらに関連するサービス等の提供チャイルド・ケア継続企業(Going Concern)の供給国際輸送および郵便

7.3. 関税

一部の例外を除いて、輸入者はオーストラリアに輸入されるすべての物品について輸入申告書を提出する必要があります。海外からオーストラリアに到着するすべての物品は関税検査の対象となり、輸入者は特定の制限付き物品を輸入する場合、事前に許可証や免許証を保有しておく必要があります。

オーストラリアに輸入されたすべての物品はそれぞれ区分され、輸入時に関税の課税対象となる場合があります。関税率は、1995年関税率法に詳述されており、輸入品ごとの関税分類によって決定されます。「物品税相当の物品」以外の物品の輸入関税率は、通常、0%か5%のいずれかとなります。関税率は物品の関税課税標準額に適用され、一般的にそれはFOB価格が反映されます。

通常、納付すべき輸入関税は物品が本国消費のために輸入された時点で支払いを行わなくてはなりません。この時点での納税義務者は、記録上の輸入者にあります。

関税の課税対象となる場合でも、その一部または全額が免除される可能性があります。オーストラリアと貿易協定を締結している国を原産国とする物品の場合は、優遇措置を受けることができます。オーストラリアは、現在、米国、ニュージーランド、中国、日本、マレーシア、チリ、タイ、ASEAN加盟国と貿易協定を締結しています。優遇措置は、他の開発途上国に対しても適用されることがあります。この特恵関税率を利用するには、商品は特定の原産地規則を満たさなければならず、輸入者は証拠となる要件を満たさなければなりません。規則や要件は貿易協定によって異なります。

また、代替品がオーストラリアで生産されていない場合や、オーストラリア国内に一時的に輸入される物品についても優遇措置の恩恵を享受できる可能性があります。この、一時的に輸入される物品の中には、輸出用製品の製造に用いられる輸入品が含まれます。なお、優遇措置の遡及的適用は制限されるため、輸入者は、オーストラリアへの出荷前に輸入関税による関税コストやそれを低減できる可能性を事前に確認しておく必要があります。

GSTは、通常、課税対象輸入額に対して10%が課せられます。課税対象輸入額は、物品の関税課税標準額、対象となるすべての税、海外輸送費および保険費用の合計です。

オーストラリアのGST登録輸入者は、GST繰延制度の適用を受けられる可能性があります。この制度を利用すると、GSTの支払期限をBAS提出時まで延長することが可能となります。GST登録事業者が輸入品に対して支払うGSTは一般的にインプット・タックス・クレジット(GST還付)として扱われるため、繰延制度によりキャッシュフロー上有益となります。

石油製品やアルコール、タバコなどの物品税対象相当品目(Excise equivalent goods、EEG)については、オーストラリアへの輸入時に物品税に相当する関税が課税されることになります。ここでいう輸入税とは、もしこれらの物品がオーストラリアで生産されていたら賦課されるであろう物品税にあたります。EEGに対する輸入関税は、通常、輸入価額ではなく数量ベースで算定されますが、価額に応じて算定されることもあります。例えば、石油製品の関税分類では、ほとんどの場合、1リットル当たり数セントの税率が課されることになります。なお、関税に対する優遇措置

等は、EEGには適用されませんが、戻し税（既に関税納税した物品がその後輸出される場合に生じる税の払い戻し）や、燃料税額控除を請求することで支払った税額を回収できる場合があります。

7.4. 印紙税

印紙税は、土地の譲渡、土地およびその他の資産に関する権利に対してオーストラリアのすべての州と特別地域において課され、通常は購入者に支払義務が生じます。印紙税の規定や対象となる資産の種類は、州または特別地域によって異なります。会社設立に際してその設立自体が印紙税の対象となることはありませんが、一部の非上場会社やユニットトラストの株式の取引については、その企業やユニットトラストがオーストラリア国内に不動産を所有しているか否か、また所有している場合は、その不動産が所在する州または特別地域はどこか等の要因によって印紙税の課税対象となることがあります。

- 土地所有税（ランド・ホルダー税）：ランド・ホルダーとして取り扱われる会社の株式またはトラストのユニットが譲渡される場合、土地の譲渡に対するのと同じ税率で印紙税が課税される可能性があります（例えば NSW 州では 5.5%までです）。ここでいう「土地」と「土地所有者」とは、州または特別地域によって異なります（例えば、NSW 州では土地所有者が同州において 200 万豪ドル以上の価値のある土地を保有する場合にランド・ホルダーとなる可能性があります）。なお、「土地」の定義には土地に付属する固定物や土地に固定された施設が含まれる場合があり、鉱業権が含まれる場合もあります。また、株式またはユニット・トラストのユニットが当該州の非居住者間において譲渡される場合であっても、土地所有税の課税対象となる場合があります。
- 外国購入者に対する追加課税（サーチャージ）：ビクトリア州、ニューサウスウェールズ州およびクイーンズランド州では、住宅用物件が外国人により所有または管理をされている購入者によって取得される場合には、サーチャージとして追加の印紙税が課されます。このサーチャージの対象となる取得では追加課税によって印紙税の支払い金額が大きく押し上げられる可能性があります。追加税の税率は、8%（ビクトリア州）、8%（NSW 州）、7%（西オーストラリア州）、7%（南オーストラリア州）、7%（クイーンズランド州）で、実効税率は最高で 12.5%となります。

7.5. 法人税務

7.5.1. 法人税概要

オーストラリア居住法人は非課税所得以外の全世界所得について法人税の課税を受けます。非居住法人はオーストラリア源泉所得についてのみ、オーストラリア法人税の対象となります。オーストラリアに支店等の恒久的施設をもたない非居住法人は、通常オーストラリア源泉の利息やロイヤルティ、配当などの受動的所得についてのみオーストラリア所得税の課税を受けます。

居住法人

オーストラリアで設立された法人、および、オーストラリアで事業を営み、その中央管理機能または議決権がオーストラリア居住者により支配されている法人は、オーストラリア居住法人とみなされます。

法人税率

オーストラリア国内企業に対する法人税の税率は30%です。オーストラリア非居住法人のオーストラリア源泉所得も同様に30%課税を受けます。

「Base rate entity」に該当する事業体の法人税率は2020/21年度は26%、2021/22年度以降は25%に軽減されます。総売上高が一定の金額（現在は5,000万豪ドル）未満で、なおかつ、課税所得の80%以下がロイヤルティ、賃金・利息収入といった受動的所得の事業体がBase rate entityに該当します。

		税率	租税条約上の税率
源泉税	配当	免税	持ち株割合が80%以上の場合。 注：同株を12カ月以上保有する場合のみ免税となる。
		5%	持ち株割合が10%以上80%未満の場合。
		10%	その他
利子	免税	金融機関および政府機関	
		10%	その他
ロイヤルティ	5%		

非居住者に支払われる利息、配当およびロイヤルティはオーストラリアの源泉税課税の対象となる可能性があります。また、オーストラリアにおける特定の建設工事にかかる非居住者への支払いも5%の源泉税の対象となる場合があります。ただ、外国会社の支店として登記され、オーストラリアでの税務遵守の実績のある会社は同源泉税を免除されることもあります。

適格配当の場合は免税となります。非適格配当の場合は、上記の表のとおり、日豪租税条約に基づくが持ち株割合および同株の保有期間にによって異なります。

外国居住者による「課税対象となるオーストラリア財産」（土地など）の売却については、12.5%の不動産源泉徴収課税が適用されており、購入者は不動産源泉徴収税を支払う義務があります。

申告・納税

通常、オーストラリアの課税年度は6月30日に終了します。法人は6月30日に終了する課税年について毎年翌年1月15日までに所得税申告書を提出する義務があります。6月30日以外の日に終了する代替課税年度（Substituted Accounting Period）は、海外の親会社の会計年度と一致させるなど一定の理由のもと認められており、事前に税務長官の承認を得る必要があります。6月30日以外に終了する代替課税年度を認められている法人は課税年度終了後7カ月目の15日（例えば、3月31日終了年度であれば10月15日）までに所得税申告書を提出しなければなりません。

また、Pay As You Go (PAYG) と称される分割納税制度に則り、法人は四半期ごとに当該四半期の所得に基づいて計算された見積り税額を納付します。大規模事業納税者については予定納税が四半期ごとから毎月に変更となっており、売上高2,000万豪ドル以上の企業は、毎月分割納税しなくてはなりません。

外国税控除

オーストラリア居住法人は全世界所得に対しオーストラリアで課税を受けますが、益金に含まれた海外源泉所得について支払われた外国税額に対し（オーストラリアでの適用課税額を限度に）控除が認められます。外国税額控除（Foreign Income Tax Offset、FITO）は、海外源泉所得が益金に含まれた年度に使用されなければならず将来への繰り越しはできません。

課税所得の計算

課税所得は以下のように計算されます。

課税所得 = 益金 - 損金

オーストラリアの税制は、主に判例により定められた原則に基づき収益的性格をもつ損益と、資本的性格をもつキャピタルゲイン／ロスを区分し課税します。概して、キャピタルゲイン／ロスは通常の益金または損金として課税されず、キャピタルゲイン規定の対象となります。

非課税所得には以下が含まれます。

- オーストラリア法人の海外支店の利益（受動所得に関する例外の適用あり）
- CFC（被支配外国会社）規定上既に課税を受けている所得から支払われた額
- オーストラリア法人である株主が最低10%議決権を所有する海外関係会社からの配当

損益を算出する際には、以下のような項目を考慮する必要があります。

a) 費用

費用は、課税所得を得るために発生したもの、または課税所得を得ることを目的とする事業活動において必要な経費である部分につき損金算入が認められます。ただし、資本的性格の支出および非課税所得を得るために発生する費用は通常損金不算入です。また、課税年度中にまだ発生していない費用に対する引き当て（例えば年次有休の引当金）は実際に支払われるまで損金算入が認められません。

b) フリンジベネフィット税

フリンジベネフィット税は損金算入の対象となります。交際費は従業員に対するフリンジベネフィットである場合を除いて損金不算入です。

c) ペナルティや罰金

ペナルティや罰金は損金不算入です。

d) 為替差損益

為替差損益の課税に関する特別規定が存在します。外貨建ての支払い、受け取り、債権・債務の豪ドルへの換算は一定の換算規定に基づいて行われ、為替差損益は通常収益性のものとして、別途代替課税法の選択がされていない限り実現ベースで課税されます。

e) 棚卸資産

税務上棚卸資産の税務簿価は納税者の選択によりコスト、市場における売値、または買替価格を用いることが認められています。

f) 減価償却

統一減価償却制度のもと、納税者は償却資産の減価について損金算入が認められています。税務上の減価償却費は耐用年数に基づいて計算されます。

納税者はまた、簿価が1,000豪ドル未満の少額資産および、償却残高が1,000豪ドル未満まで償却された資産は一括して「プーリング」し、合算ベースでの償却を選択することが可能です。一括に合算された残高は4年間にわたり償却されます。

ソフト・ウェア開発プール

ソフト・ウェアの開発に要した費用を、ソフト・ウェア開発プールとして合算ベースで5年間にわたり償却することができます。償却は、費用が発生した翌年から行います。

建物および構築物

建物や構築物の改良費として発生した資本的支出は、建物のタイプや建築開始年度に応じて2.5%または4%の減価償却の対象となります。

償却資産の売却

建物以外の償却資産を売却した際に、対価が償却残高を上回る場合にはその差額は益金として課税対象となります。売却の際の対価が償却残高を下回る場合には、その差額は損金として控除が認められます。

g) 配当

オーストラリアにおける配当の課税はインピュテーション制度が採用されており、オーストラリア居住法人が、ほかのオーストラリア居住法人から受け取る適格配当（配当の源泉となる所得について納付された法人税に相当するインピュテーション・クレジットが付与されている配当（Franked Dividend））は、制度上のグロスアップおよび税額控除の規定により実質的に非課税の扱いとなります。非居住者の受け取る適格配当は、オーストラリア配当源泉税が免除されます。

h) キャピタルゲイン

キャピタルゲイン税規定は、資産の譲渡、オプションやリースの付与、連結納税から生じる事象、などを含むCGT事象（CGT Event）により発生するキャピタルゲインまたはロスに適用されます。キャピタルロスはキャピタルゲインとのみ相殺が可能であり、通常の所得との相殺はできません。通常の取引から生じる欠損金はキャピタルゲインとの相殺が可能です。非居住者は課税対象となるオーストラリア資産（Taxable Australian Property、TAP）にかかるCGT事象にのみ、オーストラリアのキャピタルゲイン税の適用があります。

オーストラリア非居住者によるオーストラリア不動産の売却にあたっては、キャピタルゲイン税制をサポートするかたちで、12.5%の上述の不動産源泉徴収税が適用されます。この源泉徴収は、オーストラリアの土地、資源プロジェクト、および「ランドリッチ」であるオーストラリアまたは外国居住者に対し適用されます。

i) 連結納税制度

法人および特定のトラストやパートナーシップは選択により、連結納税グループを組成することができます。オーストラリアの連結納税制度は、100%の持ち分関係にあるオーストラリア居住法人を連結ベースで課税します。連結納税グループを組成した場合、グループの親会社が唯一の納税者となりその他の各メンバー会社の資産・負債は税務上、グループ親会社が直接保有しているかのように扱われます。連結納税グループのメンバー会社間の取引は税務上（法人税のみ）無視されます。グループの親会社が納税や申告の責任を持ちます。

オーストラリア国内に共通の親会社を持たない場合も、海外の親会社を共有する姉妹会社同士で連結納税グループを組成する事ができます。この場合のグループはMultiple Entry Consolidated Group（MEC グループ）と称されます。

連結納税制度の下で、買収した企業の資産について税務簿価のステップアップをとることができます。

j) 繰越欠損金

繰越欠損金は一定の要件を満たせば無期限で繰り越すことができ、将来の益金と相殺することができます。連結納税制度の導入に伴い、関連会社間の欠損金の移転規定は廃止されています。

k) 過少資本

過少資本税制は、多国籍グループ（外国および国内の関係者、第三者の債務を含む）のオーストラリア事業の債務総額に対して一定の上限を上回る債務控除を認めないとし、企業のオーストラリア事業における有利子負債額を制限するものです。さらに、移転価格制度も、関連当事者の債務に係る債務控除額に影響を及ぼす可能性があります。

次のいずれかの状況に該当する場合には、過少資本税制上の例外規定が適用されます。

- 当該年度の債務控除（つまり、金利とその他の債務費用）の総額が、200万豪ドル以下である。
- オーストラリア国内資産が、海外へ投資を行うオーストラリア事業体の全資産の90%以上を占める。

オーストラリアの過少資本税制では、オーストラリア資産に対して負債の比率が一定率を超える場合にその負債の利子に関して損金算入金額を制限されます。一定の調整を行うことを前提としていますが、この比率は企業のオーストラリア資産の合計平均の60%です。

この規定は支店にも子会社にも同様に適用されますが、会社が連結納税グループの一部を構成している場合には、グループ全体に対して適用されることになります。

l) 移転価格制度

オーストラリア企業は海外の関連当事者との取引について、アームズレンジス（arm's length）に基づく条件で行われることが法律により求められています。この規定はすべてのオーストラリア企業、支店、子会社、パートナーシップおよび信託に適用され、国外関連企業と200万豪ドルを超える取引を行った場合は、法人税申告書の一部として国際取引スケジュール（International Dealings Schedule、IDS）の提出が義務付けられます。IDSでは、国外関連企業との取引を開示し、またその取引が物品・サービスの販売、購買、資本取引、ローンのいずれなのか開示することを義務付けています。また、取引価格を裏付ける移転価格文書が存在するかどうか、および取引価格を設定または見直すのに用いられた移転価格メソッドを開示することが求められています。

関連会社者間における国際取引がアームズレンジスで取引されていることを裏付ける移転価格文書の作成は法的な義務ではありませんが、罰則を回避するためにはこういった文書の存在は必要条件であり、IDSでの開示においてATOに対してポジティブな印象を与えることにつながります。また、ATOによるクライアント・リスクレビューが税務調査に発展するリスクを低減する可能性もあります。税務調査が実施された場合、同時文書化による移転価格文書の存在は、当局の主張に対し、「合理的に議論できるポジション」を確立することで、罰則を低減または排除できる可能性につながります。ATOは、移転価格制度上の要件を満たす文書化の在り方にガイダンスを公表しています。

ATOは大企業にのみ焦点を当てるのではなく、中小企業（SME）も積極的に監視しています。

ATOによる移転価格の調整については、年数にかかわらず遡及的に見直しを行われることになります。そのため、国外関連会社との取引がアームズレンジスに基づき実施されていること、過去から関連文書が準備、保持されている状態を確保することが重要となります。

m) 国別報告

国別報告（Country-by-country reporting、CbCr）制度は既に国内法として制定されており、移転価格制度の枠に入ります。大規模なグローバル企業は、ATOが指定した形式でATOに一定の報告書を提出する必要があります、この制度のうち、ローカルファイルには二つの段階があります。

1. 短い書式のローカルファイル：200万豪ドル未満の国外関連者間取引（IRDP）。オーストラリアの納税者の年間総収入が500万豪ドル未満の場合。
2. 完全なローカルファイル：短い書式または簡易版ローカルファイルの基準に合致しない事業体。オーストラリアの移転価格文書をATOに提出する必要がある。

n) オーストラリアの多国籍企業租税回避防止法

多国籍企業租税回避防止法（Multinational Anti Avoidance Law：以下、MAAL）は、国内法の一般的な租税回避規制を拡張したものです。全世界売上高が10億豪ドルを超えるグローバルグループが対象となるため、これに該当するグループ企業はそのオーストラリア事業について実際にMAALの適用を受けるか検討する必要があります。

この改正は、オーストラリアで恒久的施設への利益の帰属を回避するために人為的かつ作為的な取り決めを用いる多国籍企業に対応するために制定されました。実質的にこの法制は、関連会社のサポートを受けながら、オーストラリア国内にて、非関連会社と取引を行っている多国籍グループを対象としています。

この規定の仕組みは複雑で適用除外条件も存在しています。

MAALが適用される場合、当該外国法人はオーストラリア国内に恒久的施設を有するとして取り扱われ、それに応じて、オーストラリアに帰属する売買のすべてがオーストラリア内で課税される可能性があります。ATOが納税者に対してMAALの適用を判断した場合、課税標準の最高100%までが課税されるなど、大きな罰則が課せられることになります。

o) 迂回利益税

MAALと同様、迂回利益税（Diverted Profits Tax：以下、DPT）は、オーストラリア既存の国内の一般的な租税回避規則を拡張するものです。全世界売上高が10億豪ドルを超え、オーストラリアのみの売上高も2,500万豪ドル以上であるグローバルグループは、提案されているDPTを検討する必要があります。

大まかに言えば、DPTは、既存の移転価格の仕組みで捕捉できない所得に関して、人為的に海外へ移転されたとみなされた場合、ATOが40%の税率で課税することを可能にする仕組みです。規則は複雑であり、いくつかの適用除外が施行規定とともに設けられています。

DPTがオーストラリアの移転価格制度とは別に適用される点に注意することが重要です。

7.5.2. オーストラリアの持株会社税制

オーストラリアの持株会社税制度のポイントは以下のとおりです。

a) 外国法人株式に対するCGT（キャピタルゲイン税）の適用除外

オーストラリアの居住会社が外国法人の株式を処分して得るキャピタルゲインまたはキャピタルロスは、原則としてその外国法人が事業活動を行っており、居住法人がその外国法人の議決権を処分前の2年間のうち12カ月以上直接保有している場合に、そのキャピタルゲインまたはキャピタルロスの一部または全部が適用対象外となります。

b) 導管海外所得

オーストラリアは、非居住者に配当された、フランкиングされていない非適格配当金が導管海外所得（Conduit Foreign Income）であるとみなされる場合に、配当に係る源泉徴収税の免除を可能にする導管海外所得制度を長年有しています。さらに、オーストラリアの事業体が導管

海外所得からの分配金を受け取った場合、それは「Non assessable non exempt」の所得であり、オーストラリア企業に課税されません。

導管海外所得とは、大まかにいえば、外国企業がオーストラリアの子会社を経由せず直接海外事業を経営した場合にオーストラリアで課税されない所得が対象となります。その代わり、どの所得が外国企業に帰属し、それが故に導管海外所得として分類可能かを再計算するには、細かくて複雑な計算が求められます。

c) 被支配外国企業規制

オーストラリアは、被支配外国子会社（Controlled Foreign Company : CFC）合算課税規定を採用しており、オーストラリア居住者に帰属させることを目的に、オーストラリア居住者が支配する外国企業によって得られた所得を合算します。こうした所得（「汚れた所得（tainted income）」）には、一般に、受取利息や配当所得などの受動的収益、および一定の関連当事者取引からの所得が含まれます。「汚れた所得」がCFCの総売上高の5%を超えない場合、合算課税は通常、適用されません。

7.5.3. オーストラリア政府が提供するインセンティブと優遇措置

オーストラリア政府は、企業の経済活動を支援し、オーストラリア経済を活性化するために、さまざまな助成金や補助金、税金上の優遇措置を提供しています。

研究開発費 (Research & Development Tax Incentive)

2021年7月1日以降開始する年度から適用される研究開発税制優遇措置に対しての改定では、新しいインテンシティ（企業の全支出に対するR&D関連支出の割合）テスト、改善されたベネフット率、R&D支出の上限の撤廃または上限の引き上げが含まれ、この改定により同措置は簡素化され確実性の高いものとなります。

非還付型R&D税控除を利用するすべての申請者は、8.5%から最大16.5%（法人税率を超える部分）の恩恵を享受し、還付型R&D税額控除の対象となる申請者は18.5%（法人税率を超える部分）の恩恵を受けます。

法人税法上規定される「研究開発」の定義

優遇税制の対象となる研究開発は、中核および補助的な研究開発活動に区分されます。通常、オーストラリアにおいて行われた研究開発活動のみについて、優遇税制の対象となります。海外で行われた研究開発活動も一定の要件のもと、対象となる可能性があります。中核的研究開発活動は、一般的に結果が知られておらず、新知見を取得するための実験活動と定義されています。一方、補助的な活動については、中核的研究開発活動を直接補助する目的で行われたものとされています。

適格費用

適格費用は、税務年度内に適格企業により支払われた費用で、契約費用、人件費、その他研究開発活動と直接関連のある費用が含まれます。利息、一定の器具備品および原料費は、適格費用になりません。研究開発活動に使用される資産については、減価償却費も適格費用として認められます。

適格企業および産業

優遇税制の適格企業とは、オーストラリアで設立された法人および、オーストラリアと租税条約を締結した国に居住し、オーストラリアの恒久的施設を通じて研究開発活動を行う法人です。

海外の関係会社のために研究開発活動を行う企業も、その研究開発がオーストラリアと租税条約を締結している国に居住する企業との契約に基づくものであれば、優遇税制の適用を受けることができます。優遇税制適用に関して、対象となる産業の制限はありません。

所轄官庁の役割

研究開発費に対する優遇税制はAustralian Taxation Office (ATO) およびAusIndustryにより合同管理されています。

その他の要件

企業はAusIndustryへの登録を毎年税務年度終了後10ヶ月以内に行う必要があります。事前確認制度も整備されており、企業はAusIndustryに登録する前にプロジェクトの適格性を確認することができます。これにより、最高3年にわたる適格性が確約されます。事前確認申請は研究開発活動が開始された課税年度の年度末までに提出しなければなりません。

小規模事業者のための税務上優遇措置

年間総売り上げが1,000万豪ドル未満の小規模事業に対し、各種の税務上の優遇措置（小規模事業者優遇措置）が提供されています。これら税務上の優遇措置は個人事業主、パートナーシップ、法人およびトラストに適用され、一般的に所得税、キャピタルゲイン税、消費税（GST）、分割予定納税およびフリンジベネフィット税において利用することができます。

7.6. その他の税金

7.6.1. 土地税 (Land Tax)

土地税は、12月31日の時点で所有または共同所有されている土地の地価のうち、土地税上定められた一定の金額を超える部分につき課されます。

ただし土地税は、生活上の本拠となる住居（自宅）には課されません。

例) ニュー・サウス・ウェールズ州

<https://www.revenue.nsw.gov.au/taxes-duties-levies-royalties/land-tax>

7.6.2. 住民税 (Council Rate)

所有する不動産物件（教会、学校、病院など）が住民税の免除対象の場合を除き、不動産を所有する個人や事業者は市役所に住民税を支払わなければなりません。ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、住民税は地方自治体法（Local Government Act 1993）に従い決定されています。

各地方自治体の歳入政策は、コミュニティーサービス提供にかかる費用をカバーするのに必要な住民税、手数料および料金などの総額を考慮の上決定されます。

シドニー市の住民税は、ニュー・サウス・ウェールズ州地価調査担当官(NSW's Valuer General)の資産評価から算出されます。また住民税は不動産の地価に連動しており、市役所が住民税を設定する際の上限を設けています。

新しい地価は3~4年ごとに評価されます。住民税対象の土地は、居住用またはビジネスとして分類されます。自治体は、その土地の主要利用目的が何であるかを根拠に分類を行います。

居住不動産所有者は、ゴミやリサイクルを含む回収サービスに対しても支払います。一般的に商業を目的とした不動産所有者は、ゴミやリサイクル回収に対して支払いをしませんが、別途民間のゴミおよびリサイクル回収への依頼が必要です。

例) シドニー市の市民税

<http://www.cityofsydney.nsw.gov.au/live/residents/rates>

8. その他

8.1. 現代奴隸法 (Modern Slavery)

現代奴隸法 (Modern Slavery Act 2018) は、オーストラリアで事業活動を行う企業のうち、年間の売上高が一定規模を超えるものに対して、企業のオペレーションとサプライチェーンにおいて、現代奴隸制度のリスクに積極的に対処することを順守させるために、その取り組みについての外部報告を年次で作成・公開することを求める法律です。

現代の奴隸制度とは、立場の弱い労働者から何らかのかたちで搾取することを意味し、典型的な例には、発展していない地域からの出稼ぎ労働者に対して採用することの見返りに母国への資金送金を制限したり、基本的な自由が認められないといった労働環境が挙げられます。

適用対象の事業体

- オーストラリアで事業を行うすべての企業
- 1億豪ドルを超える年間連結収益
- 公共部門に対する特定要件

求められる報告内容

企業がサプライチェーンとオペレーションにおいて、現代奴隸制度のリスク評価方法と軽減措置について報告することを義務付けています。

報告期限

会計年度の期末日後 6 カ月以内が期限。報告は毎年実施することが義務付けられており、取締役による承認、署名が必要となります。例えば会計年度末が 3 月の企業は、2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日の期間に関して期限は 2020 年 9 月 30 日*です。

*COVID-19 情報

COVID-19 による影響を考慮し、報告期限は 2020 年 12 月 31 日に延長されました。

8.2. 支払期間報告制度(Payment Time Reporting)制度

大企業に対する小規模企業サプライヤーへの支払期間および支払状況の開示が新たな報告義務が開始されました。登録慈善団体を除くオーストラリア国内で事業を行う企業のうち、直近の年度において総収入額が以下のいずれかに該当する企業に報告が義務付けられます。

- 総収入額が 1 億豪ドル超の企業
- 企業グループの「支配企業」の場合、グループ総収入額が 1 億豪ドル超
- 「支配企業」の傘下にある企業グループの一員である場合、その単体の総収入額が 1,000 万豪ドル超

報告義務のある企業は、半年毎に報告期間の末日から 3 カ月以内に小規模企業への支払期間および支払条件を、公的ウェブサイト「Payment Times Register」上で開示しなければなりません。

9. Q & A

1. 会社（現地法人）または支店を設立するには通常どのくらいの日数がかかりますか。

会社登記に必要な資料や情報が揃っており、また必要な取締役や株主による署名などが済んでいれば24時間以内に会社を登録することが可能です。

支店の登記は日本の会社の書類（定款など）の翻訳や認証コピーを入手する必要があるため、通常、現地法人より日数がかかり、ASICへ申請してから28日くらいかかる場合もあります。

さらに税務登録は通常、2～3週間かかります。

2. 日本に在住している者を現地法人の取締役として任命できますか。

日本在住者も現地法人の取締役になれます。ただし、最低1人オーストラリア居住者である必要があります。通常、457・TSSビザで赴任している社員もオーストラリア居住者とみなされ取締役になることが可能です。オーストラリア居住者がいない場合は、会社設立時にあたって名義上の取締役代行サービスを提供している業者などに相談することをお勧めします。

3. 会社の登記において、コンプライアンス上、なにか気をつけることはありますか。

会社設立後、登記上の変更などがあった場合はASICに申請することが義務付けられています。例えば、取締役の辞任・変更、発行株式数の変更などがあった場合は、決められた期限内に申請することが必要となります。また、ASICから毎年、年次報告書が送られますので、記載されている登記上の内容を確認の上、変更がある場合は速やかにASICに通知し登録手数料を支払います。また、財務報告書の提出義務がない会社は取締役会にて会社の支払い能力を確認する決議（Solvency Resolution）が必要となります。

4. 決算書の監査や当局への提出は必要ですか。

法定財務諸表のASICへの提出および外部監査は上場企業、公開会社および大規模非公開会社に義務付けられています。「大規模非公開会社」とは、下記の三つのうち二つ以上の条件を満たした会社です。これは連結ベースで、さらに同一の外国親会社に支配されるオーストラリア国内の姉妹会社がある場合には、これらの会社も合算したベースで判断されます。

- a) 売り上げ 5,000万豪ドル以上
- b) 総資産 2,500万豪ドル以上
- c) 従業員 100人以上

外国法人に支配される小規模非公開会社でかつ大規模会社に属さない会社は、上記の財務諸表提出や監査義務の免除を申請することが可能です。

監査済み財務諸表の提出期限は、上場企業は会計年度終了後3カ月以内、大規模非公開会社、および外国法人に支配される小規模非公開会社は会計年度終了後4カ月以内となります。

5. 日本より457・TSSビザでオーストラリアに入国している駐在員は、どのような所得がオーストラリアにおいて課税対象となりますか。

オーストラリアの税制上、通常日本より457・TSSビザでオーストラリアに入国している駐在員は一時居住者として区分されます。一時居住者は、一般的に全世界雇用所得およびオーストラリア源泉所得（例：投資所得、利子所得）がオーストラリアにて課税対象となります。よって、オーストラリアでの業務に対する給与やボーナスをすべてまたは部分的に日本にて受け取っている場合には、それらをオーストラリアの確定申告書上課税対象所得として申告する必要があります。

6. オーストラリアにETA（観光・商用）ビザで入国し、オーストラリア滞在中にTSSビザの申請はできますか。

はい、オーストラリアでETAサブクラス601のビザでオーストラリアに入国し、入国後にTSSビザを申請することは可能です。ただしTSSビザが発給されるまで、このビザでは就労ができません。原則的にTSSビザ取得後にオーストラリアへ入国し就労を開始することをお勧めします。TSSビザ申請中にETAビザが切れた場合はブリッジング・ビザが発行され、同ビザにおける滞在条件はETAビザと同じとなります。（就労は不可）

7. FBTとは何ですか。

基本的に、FBT（フリンジベネフィット税）は雇用主が負担する税金であり、雇用関係において現金給与以外の経済利益を従業員に提供した場合に課されるものです。FBTは雇用主が提供したベネフィットのグロスアップした額にそのFBT年度に適用されるFBT税率を掛けて計算されます。日系企業で一般的に従業員に提供されるベネフィットには社用車や駐車場の提供、接待費などの支給、子供の学費や駐在員の個人所得税の支払いなどがあります。

また複雑な税制のため、FBT申告書作成のための事前のプランニングおよび記録保持が、大変重要となります。

8. オーストラリアで税務登録をするにはどれくらい時間がかかりますか。

Australian Business NumberとTax File Numberの登録は同時に行うことが可能ですが、申請書を提出してから通常28日ほどかかります。

9. オーストラリア現地法人から日本の本社へ還元する配当や利息支払いに対するオーストラリアでの源泉税はありますか。

現地法人から日本の親会社への利息支払いは通常租税条約上10%の利息源泉税の課税があります。配当は、適格配当である場合には源泉税の課税はなく、また非適格配当である場合にも、一定の要件が満たされている場合には、租税条約上の減免税率の適用がある可能性があります。

10. 今度設立するオーストラリアの現地法人の決算日を日本の親会社と合わせたいですが可能でしょうか。

会社法上は決算日の制約は特にありません。税務上は、税務長官の承認を得る必要があり、決算日の変更年度が終了する前に申請をする必要があります。海外の親会社の決算日をあわせることは通常妥当な理由として認められています。

11. オーストラリアにおいての所得税務申告書の提出期限のタイミングを教えてください。

個人所得税申告書は10月31日が提出期日となります。タックス・エージェントを利用する場合は通常提出期限が延長されます。法人所得税申告書は、通常課税年度終了から7カ月目の15日が申告書提出期日です。

12. オーストラリアの税法では、税務上の欠損金はいつまで繰越できますか。

税務上の欠損金は、Continuity of Ownership（株主持ち分の継続性）テストまたはContinuity of Business（事業の継続性）テストの要件を満たしていれば無期限で繰越して将来の課税対象所得と相殺することができます。

付録1：オーストラリアで事業を始めるにあたっての手続きなどの流れと確認事項

市場調査
フィジビリティ・スタディ

事業開始に向けた準備

事業開始後

情報収集等 <ul style="list-style-type: none"> 出張者のビザ 駐在員の住宅事情、子供の学校事情 出張者のオーストラリアにおける所得税課税の有無 	6.1.	登記・税務登録 <ul style="list-style-type: none"> ASICにおける登記(ACN、ARBN番号) 税務登録：ABN、GST、TFN 監査の必要性の確認 ASICへの提出・報告資料の確認 会計システム・帳簿の整備・給与計算 	3.	税務コンプライアンス <ul style="list-style-type: none"> フリンジベネフィット税 給与税 GST 法人税の申告・納税 駐在員所得税の申告・納税 海外関連会社との取引に関する移転価格リスクの管理 	6.3.3. 6.3.4. 7.2. 7.5.1. 6.2. 7.5.1.
	6.2.	雇用主としての義務 <ul style="list-style-type: none"> 所得税の源泉徴収 フリンジベネフィット税 給与税 オーストラリアにおける労働者の雇用(フェア・ワーク制度) 年金の手配 労災保険の手配 その他雇用法上の規定の確認 	6.2. 6.3.3. 6.3.4. 6.4. 6.5.1. 6.5.2. 6.4.7.	会計監査、ASIC登録にかかわる報告義務 <ul style="list-style-type: none"> 年次報告書 法定監査 財務諸表の提出 	2.9. 3.2. 3.2. 4.
	6.1.	ライセンス等の必要性	2.8.	新しい取引・事業買収／売却 <ul style="list-style-type: none"> 法律上、税務上の取り扱いの確認 	
	6.2.	資金調達方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> 株式発行に伴う会社法上の規制 税務上の取り扱いの確認 <ul style="list-style-type: none"> 過少資本税制 移転価格規定 	7.5.1. 7.5.1.		

付録 2：税制度の概要

オーストラリアにおける主な税金および管轄する政府機関は以下の表に示されたとおりです。
(各税金に関する概要は、示された各章をご参照ください)

政府	管轄局	税金	%	参照
連邦 (豪州税務 当局)	Australian Taxation Office	Income Tax (所得税)		
		Corporate Income Tax (法人税)	30% (a)	7.5.1.
		Capital Gains Tax (キャピタルゲイン税)	30% (a)	7.5.1.
		Personal Income Tax (個人所得税)	最高45% (b)	6.2.
	Withholding Tax (源泉税)			
		Interest (利息)	0または10% (c)	7.5.1.
		Dividend (配当)	0~10% (d)	7.5.1.
		Royalties (ロイヤルティ)	5% (e)	7.5.1.
		Construction and related activities (建設と関連活動)	2.5 または4%	7.5.1.
		Fringe Benefit Tax (フリンジベネフィット税)	47%	6.3.3.
		Indirect Tax (間接税)		
		Goods and Services Tax (消費税)	10%	7.2.
		Customs Duty (関税)	0%~5%	7.3.
州	Office of State Revenue (州歳入局)	Payroll Tax (給与税)	(f)	6.3.4.
		Stamp Duty (印紙税)	(g)	7.4.
		Land Tax (土地税)	(h)	7.6.1.
市	Council (市役所)	Council Rate (住民税)	(i)	7.6.2.

- (a) 「Base rate entity」に対しては、より低い法人税率が適用。
- (b) 2%のメディケアレビューは含まれていない。
- (c) 通常第三者である銀行や政府機関に対して源泉税免税。その他は10%。
- (d) 適格配当や導管海外所得は源泉税が免除される。日豪租税条約上、持ち株割合が80%以上かつ12カ月継続保有している場合は免税、持ち株割合が10%以上80%未満の場合は5%、その他は10%。
- (e) 日豪租税条約に基づく税率。
- (f) 州により異なる。
- (g) 州により異なる。
- (h) 州により異なる。
- (i) 市により異なる（シドニーの住民税は、NSW Valuer Generalの資産評価によって決められる。企業は、別途民間のゴミおよびリサイクル回収への依頼が必要である）。